

2013年12月26日

第14回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会
出席者（委員はグループ別50音順、敬称略）

（諮問委員）

<学識経験者>

原科 幸彦 千葉商科大学政策情報学部教授（東京工業大学名誉教授）
村山 武彦 東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
柳 憲一郎 明治大学法科大学院教授

<NGO 関係者>

松本 悟 メコン・ウォッチ顧問（法政大学国際文化学部准教授）

<産業界>

高梨 寿 社団法人 海外コンサルティング企業協会 専務理事
宮崎 章 社団法人 産業環境管理協会 参与

（ジェトロ出席者）

総務担当理事	中村 富安
総務部長	古谷 朋彦
機械・環境産業部長	山田 安秀
機械・環境産業部 インフラ・プラント	
ビジネス支援課長	村上 義
同課員	町井 健太郎
総務部環境社会配慮審査役	作本 直行

（事務局）

総務部主幹	佐々木 光
総務部総務課	長島 東子

以上

平成24年度(一部平成23年度補正)案件形成等調査事業報告書審査担当

・平成23年度円借款案件形成等調査(補正)

案 件 名	実施法人名	合計	◎ ◎ ◎									
			塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤	
1. インドネシア・ジャカルタ～バンドン間高速鉄道導入検討調査	八千代エンジニアリング株式会社等2社		○			○						
2. カンボジア・プノンペン近郊におけるスマートグリッド構築に関する調査	伊藤忠商事株式会社									○	○	
3. パナマ・パナマシティ3号線事業化調査	日本工営株式会社等4社		○								○	
4. ミャンマー・ヤンゴン市上下水道改善基礎調査	東洋エンジニアリング株式会社					○	○					
5. ミャンマー・ヤンゴン地区変電設備等リハビリ事業調査	株式会社オリエントタルコンサルタンツ等2社						○				○	
6. モロッコ・リン鉱石鉄道輸送力増強に関する調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社等3社				○						○	

・平成23年度民活インフラ案件形成等調査(補正)

案 件 名	実施法人名	合計	◎ ◎ ◎									
			塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤	
1. インドネシア・ジャカルタへのETC導入可能性調査	株式会社野村総合研究所等4社					○				○		
2. インドネシア・ジャカルタ近郊都市開発スマートコミュニティ調査	日本工営株式会社等6社				○							○
3. カンボジア・プノンペン環境共生スマートコミュニティ導入調査	八千代エンジニアリング株式会社等2社		○					○				
4. マレーシア・廃棄物発電・熱供給事業に関する事業化調査	日揮株式会社等3社					○				○		

・平成24年度円借款案件形成等調査

案 件 名	実施法人名	合計	◎ ◎ ◎									
			塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤	
1. インドネシア・シーレーンにおける安全監視設備整備事業調査	日本無線株式会社等2社									○	○	
2. インドネシア・ムシ川横断橋建設計画調査	三井共同建設コンサルタント株式会社等3社				○					○		
3. フィリピン・マニラ都心部におけるモノレール導入可能性検討調査	株式会社オリエントタルコンサルタンツ等3社					○	○					
4. ミャンマー・エーヤワディ河下流横断鉄道・道路改良計画調査	JFEエンジニアリング株式会社等5社							○			○	

・平成24年度民活インフラ案件形成等調査

案 件 名	実施法人名	合計	◎ ◎ ◎									
			塩田	原科	村山	柳	松本	満田	高梨	宮崎	加藤	
1. インドネシア・ジャカルタMRTルバックブルス駅前開発事業調査	日本工営株式会社				○							○
2. インドネシア・第2ジャカルターチカンベック高速道路事業化調査	株式会社オリエントタルコンサルタンツ等4社		○					○				
3. インドネシア・東ヌサテンガラ州地熱発電事業化調査	日本工営株式会社等5社				○						○	
4. カンボジア・輸入炭火力発電プロジェクト導入可能性調査	電源開発株式会社等3社							○				○
5. タイ・バンコク臨空型スマートコミュニティ開発計画調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社等6社					○						○
6. フィリピン・南アグサン州ワワ川小水力発電事業調査	株式会社長大等2社				○							○
7. ブラジル・クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査	日本造船株式会社等2社		○							○		
8. ベトナム・ハロンハイフォン道路Bach Dang橋整備調査	株式会社エスイー等3社		○				○					
9. ベトナム・ピンズオン省における産業廃棄物処理・発電事業化調査	八千代エンジニアリング株式会社等5社				○							○
10. モザンビーク・天然ガス利用メタノール製造案件調査	丸紅株式会社									○		○
11. モンゴル・ウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査	パシフィックコンサルタンツ株式会社等5社		○				○					

2013年8月2日 第13回諮問委員会にて確認

◎は全資料配布

**2011年度(平成23年度)補正予算分
案件形成事業に関する各委員コメント(案件別)**

作成日:2013年11月10日

委員名: 塩田 正純

案件名:H23円借 NO1 インドネシア・ジャカルタ～バンドン間高速鉄道導入検査調査

1. 全体所感
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)及びJICAチェックリスト(鉄道)等を参考に、環境社会配慮項目及び環境配慮影響等に関して検討し、且つ主要なステークホルダーは、官公庁が主体であるが、土地収用、住民移転等について、主要協議としており、合意形成に向けて努力しようとの意志は見える。また、事業スキーム及びバンドンルートに関する資金調達のキャッシュフローも検討し、ルート決定の根拠としている。
2. 社会環境と人権への配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長著しいインドネシアの経済・財政状況や産業・貿易動向を主体に調査等が行われている。本プロジェクト対象地域における自然環境・社会経済状況や運輸関係について、技術面も含めて資料調査や現地調査を実施しているが、本プロジェクト対象地域における住民の日常的な活動等の記載がない。ステークホルダーとして想定している者のほとんどは、官公庁関係者ではあるが、地元住民や環境団体等についても考慮がなされているようである。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA環境社会配慮ガイドライン(2014年4月)及びJICAチェックリスト(鉄道)等を参考に、社会環境、自然環境及び公害系の3分野について、「環境に影響が発生しそうな環境項目」として30項目を設定提案している。また、代替案I(バンドンルート)のスコーピング案における環境項目の環境における回避・緩和策を提案している。 ・ ジャカルタ特別州と西ジャワ州の2州にまたがるプロジェクトであることから、インドネシア国の関与により対応している。LARAPの策定と土地収用の実施には、世界銀行のセーフガードポリシーOP4.12が必要であるとしている。その周辺ルートの移転対象住民に対する移転計画書が作成され、受給権者には、地主、貸借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者も含み、生活水準の改善等に関する生活再建対策を求めている。
4. 他の選択肢との比較検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業スキームとして3案(BOT方式、コンセンション方式、DBL方式)を提案している。この中で、全事業期間を通じて、公共の財政負担が小さく、民間事業者の採算も確保でき、且つ民間ノウハウを最大限に活用できるBOT方式が良いとしている。また、3案の資金調達の見通しをキャッシュフロー図で比較し、それらの得失についても検討している。
5. ステークホルダーからの情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プロジェクトは、インドネシア国所管の事業であることから、環境社会配慮等の情報主体は、官公庁関係部署、関係地方都市がステークホルダーとなっているため、地元住民や環境団体等からの情報に関して具体的な内容は無い。
6. その他

作成日:2013年11月26日

委員名:高梨 寿

案件名:H23円借 NO2 カンボジア・プノンペン近郊におけるスマートグリッド構築に関する調査

1. 全体所感

カンボジアは、近年の持続的な経済成長の結果、都市住民の生活水準が劇的に向上し、人口も社会経済の安定を背景に、持続的に増加している。こうした生活水準の向上に伴い、電力の急激な需要拡大によってピーク時の電力需要は発電能力を大きく上回ってきており、カンボジア電力公社(Electricite Du Cambodge: EDC)の電力網では停電が多発している。政府は増大する電力需要を、当面隣国からの電力購入で賄うものの、国内の豊富に存在する再生可能エネルギー資源(水力発電、太陽エネルギーなど)を有効かつ効率的に運用することで将来の電力需要に対応する計画を有している。

そこで、本プロジェクトは、環境負荷が小さい太陽光発電(Photovoltaic: PV)20MWによるスマートグリッドを構築し、国内に豊富に賦存する太陽エネルギーを利用し、電力貯蔵設備と組み合わせることにより信頼性の高い電力を安定的に供給することを目指している。プロジェクトサイトは今後検討するとして白紙である。具体的なスマートグリッドの運用内容は、先進的なシステムを導入する予定であり、アセアン諸国の中で後発のカンボジアにとって人材養成は重要と言える。実施に当たっては、送配電のルート選定について、詳細な環境社会配慮調査が求められる。

社会環境と人権への配慮

プロジェクトの建設サイトがプノンペン近郊とされるだけで、具体的な予定地が選定されていないため、社会環境と人権への影響については不明。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

本プロジェクトは、再生可能エネルギー太陽光発電による電力供給と、その供給を効率的に行うことを目的とした送電・配電網整備であり、環境社会への影響は少ない。しかし、発電規模が5MWを超えるため初期環境影響評価(Initial Environmental Impact Assessment: IEIA)もしくは環境影響評価(Environmental Impact Assessment: EIA)の実施対象となり、EDCが担当する。特に、住民への情報公開や説明等を円滑に推進するべく、鉱工業エネルギー省(Ministry of Industry, Mines and Energy: MIME)/EDCの参加も求められる。

環境影響項目は、JICAスクリーニング様式により記入されているものの、サイトが決まっていないことから建設予定地は、住民移転を伴わず、また野生保護区等の自然環境に配慮が必要な地域から離れた場所を想定と記載されている。そのため、自然環境への影響、社会環境への影響は十分検討されていない。ステークホルダー協議は実施されていない。

4. 他の選択肢との比較検討

他の代替案として、風力とバイオマス発電、水力発電を取り挙げているが、比較検討は簡単な定性的な分析に止まっている。

5. ステークホルダーからの情報収集

なし。

6. その他

特になし。

作成日:2013年8月19日

委員名:宮崎 章

案件名:H23円借 NO2 カンボジア・プノンペン近郊におけるスマートグリッド構築に関する調査報告

1. 全体所感
近年持続的に経済発展しているカンボジアのプノンペン周辺に、新しい電力供給システムを構築することは意義あると思われる。
2. 社会環境と人権への配慮
太陽光発電所の建設には24ha(東京ドームの約5.2倍)という広い土地が必要であるが、住民移転を伴わない地域を建設場所として選定するなど配慮が行われている。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
JICAのスクリーニング様式に基づき検討を行っている。24haの土地に太陽光発電所を建設するため、報告書にも書かれている通り生態系に影響があるのではと懸念される。また、設備を建設する際の騒音や廃棄物にも十分注意する必要があると思われる。さらに、広大な太陽光発電施設の建設によって、周辺環境との違和感がでると報告書に記載されているので、建設時に景観との間に大きな違和感を生じないように工夫する必要があると思われる。
4. 他の選択肢との比較検討
太陽光以外に風力、バイオマスが検討されている。水力についてはすでにカンボジア政府が電力計画の中で導入を計画しているという理由で比較をしていない。しかし、プノンペン付近にはメコン川などの大きな河川があり、水力発電の可能性を詳細に比較検討する必要があるのではと思われる。報告書には環境に対する影響は水力発電と比べてプラスと書かれているが、環境面も含めて総括的な比較が必要ではないだろうか？
5. ステークホルダーからの情報収集
カンボジア鉱工業エネルギー省(MIME) カンボジア電力公社(EDC)などとの協議は行っているが、設備の建設場所などの住民の意向調査などは実施されていない。プロジェクトの実現の段階では、地域住民の意向を十分把握する必要がある。
6. その他
環境影響評価が行われる過程での住民への情報公開と説明などを、十分に行う必要があると思われる。

案件名 : H23円借 NO3 パナマ・パナマシティ3号線事業化調査

1. 全体所感
<ul style="list-style-type: none">・ 発展途上国の特徴である都市集中における交通渋滞を緩和するための交通網の整備が急務であり、それらを実現するためには、資金調達等が重要である。それらを援助できる我が国の技術ノウハウやプロジェクト構成能力が必要であるとの感が強い。鉄道沿線住民に関する環境影響やステークホルダーに関する聞き取り調査等がなされておらず、プロジェクトの実現可能性には、まだ距離がある。
2. 社会環境と人権への配慮
<ul style="list-style-type: none">・ 社会環境をベースとした人権への配慮に関する記載はない。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
<ul style="list-style-type: none">・ 本プロジェクトによって、自然環境や公害系に対して負の影響が考えられるが、事業地域では、すでに開発が進んでいるので、大きな環境影響は無いとの判断である。事業が実施されることによる環境便益の方が大きいとしている。・ JICAガイドラインに基づいて環境項目のスクリーニングをおこなっているが、ほとんどの環境項目に関する環境社会配慮について、定性的な判断をしている。重要と考えられるEIAレポートは、作成されていない。
4. 他の選択肢との比較検討
<ul style="list-style-type: none">・ 環境社会配慮やその影響に関することより、本プロジェクトの背景・必要性や日本国の技術面での優位性を強調している。
5. ステークホルダーからの情報収集
<ul style="list-style-type: none">・ ステークホルダーの記載はないが、NGOの環境教育によって、自然環境項目(植林、森林等)の収集を行っていくとしている。
6. その他

案件名:H23円借 NO3 パナマ・パナマシティ3号線事業化調査

1. 全体所感
パナマシティのパナマ運河の東西を結ぶモノレール建設は、現在の道路の渋滞を緩和する上で効果があると思われる。ただ、本プロジェクトは現在設計作業が進められている運河第4橋のスペースを利用して建設することを前提としており、運河を横断する橋に関して意向が大きく影響する運河庁の方針に依存するので、実現については不明瞭な部分が多いと感ぜられる。
2 社会環境と人権への配慮
JICAのガイドラインに沿って検討を行っている。プロジェクトで計画しているルートは、既存の空間を通過するので、住民移転などの必要はないという点では好都合である。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
ルートは樹木の非常に多い箇所を通過するので、樹木の伐採などとそれに伴う生態系への影響が懸念される。
4. 他の選択肢との比較検討
トンネルを掘り、モノレールを通過させることも検討されたが、コスト、用地確保の点で否定されている。ただ、運河の東西を結ぶとすると必ず運河を横断しなければならない。従って、運河第4橋の建設の見通しははっきりしないのであれば、コストや用地の問題は困難ではあるが、メトロ庁長官の言われる運河をトンネルでぐる案について検討してもよいのではと思われる。
5. ステークホルダーからの情報収集
該当する地域の住民などからの意見聴取は行われていない。1で述べたように、このプロジェクトの成否は運河第4橋の見通しにかかっているため、パナマ運河庁とよく連絡をとり、最新の情報把握に努める必要がある。
6. その他
カナダ、マレーシアの競合会社と国際競争入札を行って受注を実現するように最大限の努力が必要であろう。

案件名:H23円借 NO5 ミャンマー・ヤンゴン地区変電設備等リハビリ事業調査

1. 全体所感
近年、経済発展しているヤンゴン市周辺の電力事情を改善するために、既存設備のリハビリを行って輪番停電などをなくすことは、ミャンマー国民だけでなく、進出している日本企業にもメリットが大きいと考えられる。
2. 社会環境と人権への配慮
変電設備のリハビリと並んで、ラウガー・イワマ間の送電線昇圧工事を行う必要があるが、そのルートを新しく開設するか又は既存のルートを利用するか未定である。従ってこのルートの決定をできるだけ早く行う必要がある。また、変電所のリハビリも、工事中の長時間の停電を避けなければならず、工事の工程に工夫が必要であろう。また、対象となる変電所は一般住民の生活圏から隔離されているため、住民の移動などは必要ない。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて評価を行っている。送電線の一部区間が保護区を横切っているため、工事による生態系への影響などを最小限にするように努める必要がある。また、工事中の汚染対策を講ずるとともに、リハビリの際に撤去される古い変電器にはPCBが入っている可能性があるため、その取扱いには十分な注意を払う必要がある。
4. 他の選択肢との比較検討
変電所のリハビリ工事については選択肢は限られるが、2で述べた送電線のルートについては二つの考え方がある。調査団では、ルートを新設するよりも既存のルートを用いて昇圧する方法の方が自然・社会環境への影響が少ないと結論している。
5. ステークホルダーからの情報収集
該当する変電所の所長等からヒヤリングをしているが、周辺住民などからの意向調査は行っていない。
6 その他
経済的実行可能性については、可能性があると考えられている。しかし、指標の計算に多くの仮定が含まれているため、報告書に書かれているように今後の再検証が必要であろう。工事は円借款によって進めるとされており、円借款の実現のために、ミャンマー政府にも援助・協力をしていく必要があると思われる。

案件名:案件名:H23円借 NO6 モロッコ・リン鉱石鉄道輸送力増強に関する調査

<p>1. 全体所感</p>
<p>リンは、世界的な穀物需要の増加やバイオエタノールの生産等により、リン酸質肥料の需要が増加しリン鉱石の価格が高騰している。リン鉱石の世界1位の中国は輸出関税を100%に引き上げ、また2位であるアメリカは輸出禁止としている。2009,2010年の日本のリン鉱石の主要な輸入相手国は、中国(約51%)、モロッコ(約20%)、南アフリカ(約18%)、ヨルダン(約6%)である(JOGMEC 鉱物資源マテリアルフロー)。従って、モロッコのリン鉱石輸送力を増強することは我が国のリンの需要を支える上でも重要な課題であると思われる。</p>
<p>2. 社会環境と人権への配慮</p>
<p>1970~80年代に、日本から輸出したリン鉱石運搬用の機関車をリハビリするか、不足分は新造するという計画なので、社会環境などに特別配慮する点はほとんどないと思われる。ただ、機関車電源の直流を交流に変換するのはインバーターなどの装置が必要だと思われる。モロッコでこれらの電源の変換が支障なく行えるのかははっきりしない。</p>
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p>
<p>JICAの環境社会配慮ガイドラインに沿って検討している。リハビリ電気機関車及び新造機関車ともに、従来の直流モーターを使ったものから交流モーターを使ったものに変える計画である。従って消費電力少くなるなどの環境面でのメリットが得られる。しかし、日本製機関車は動力伝達装置としてつりかけ式を採用しており、騒音・振動が大きい。また、リン鉱石の積み込み・積み出し時に粉末状のリン鉱石が周囲に飛散する。従って、プロジェクトの実現時には、リン鉱石による大気汚染をできるだけ防ぐ方策が必要になると思われる。</p>
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p>
<p>鉄道ではなく、トラック輸送に切り替えた場合には、CO₂排出量は約7倍となり、プロジェクトを将来実施した場合にはCO₂削減量は約7.6万トン/年と計算されている。</p>
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p>
<p>地域住民からの情報収集や意向調査は行われていないが、モロッコ国鉄カサブランカ機関区の貨物運行管理担当者、モロッコ国鉄貨物・ロジスティクス局貨物輸送部長、モロッコ王室リン鉱石公社ベンゲリール事業所などでのヒヤリングは行われている。</p>
<p>6. その他</p>
<p>1970年から80年代には日本から機関車を輸入しており、モロッコ国鉄内で、国鉄投資計画に既存の日本製機関車のリハビリの要請が出されている。しかし、1970年代から80年代は日本製の機関車であるが、1991年以降はフランスから輸入している。フランスは旧宗主国だったので、2079年までの長い事業の間には、フランスからの働きかけも考えられるので日本の機関車の優位性を理解してもらうように努める必要があると思われる。</p>

案件名:H23民活 NO1 インドネシア・ジャカルタへのETC導入可能性調査

1. 全体所感
<p>インドネシア・ジャカルタ首都圏(人口約1,000万人)では経済成長に伴い急激に増加している交通需要に対し、道路整備の進展が十分ではない。また、首都圏への交通一極集中による交通需要に供給が追いつかず、交通渋滞及びそれに起因する環境への影響は深刻な問題となっており、国民の不満も大きい。道路容量は一朝一夕に拡大できない中、この問題の改善のため、ITS(高度道路交通システム)の活用が期待されている。同国では、有料道路(日本の高速道路に相当)の料金所には渋滞が発生しており、その解決策の一環として、e-Tollカードと呼ばれるプリペイドカードによるキャッシュレス決済方法が一部で導入されている。e-Tollカードによる決済が可能な無人料金所は「GTOレーン」と呼ばれ、このレーンではe-Tollカードを読み取り機にかざすだけで料金所ゲートを開き、通過することができる。そこで、本件では、この料金所での停車時間のさらなる短縮に向けて、料金所で停止せずに通過できるETC(自動料金収受システム)の導入を検討するものである。</p> <p>従って、本プロジェクト実施により、有料道路の料金所渋滞が緩和されることにより、対象区間でのアイドリング時間が削減され、温暖化ガス排出量の削減、燃費の向上に寄与することが想定されるが、本件は大規模な建設工事を伴うものではないため、周辺環境に大きな影響を与えるものではない。また、土地収用や住民の非自発的な移転を引き起こす可能性は少ないと思われる。</p>
2. 社会環境と人権への配慮
<p>生活・生計への影響として、料金所で勤務している料金徴収者の雇用に影響があると思われる。報告書では、有人料金所がすべて無人料金所に置き換わらず、両者が併存することが想定されていることから影響は少ないとされる。</p>
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
<p>本プロジェクトは、新規に建設する案件ではなく、自動料金システムの設置を目指すのであることから、大きな負の環境影響を生じるとは考えられない。</p>
4. 他の選択肢との比較検討
<p>他の選択肢として、イ)e-TollカードによるGTOレーンの設置、ロ)e-Toll Pass方式のETCの設置があり、両者が比較検討されているが、本プロジェクト同様環境社会配慮面への負の影響はほとんどない。</p>
5. ステークホルダーからの情報収集
<p>実施されていない。</p>
6. その他
<p>モニタリング等は、今後の課題。</p>

案件名:H23民活 NO2 インドネシア・ジャカルタ近郊都市開発スマートコミュニティ調査

1. 全体所感

用地の具体的な範囲や具体的な工事等のスコープが環境社会への影響度合いを大きく左右するスマートコミュニティの開発案件であり、それが前提条件として極めて重要であるが具体的な設定がなされていない。そのため多くの環境配慮事項について十分な検討がなされていない。また、複数地点を対象に一度に分析しているためかなり抽象度が高い。全体として青写真の域を出ておらず具体的なコメントは難しい。

2. 社会環境と人権への配慮

スマートコミュニティの開発案件で複数地点において大規模なプロジェクトサイトの確保が前提となっている。具体的な場所の範囲の選定や具体的な工事等のスコープにより住民移転等にの大きな影響がある可能性がある。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

スマートコミュニティの開発案件で複数地点において大規模なプロジェクトサイトの確保が前提となっている。具体的な場所の範囲の選定具体的な工事等のスコープにより環境への大きな影響がある可能性がある。

4. 他の選択肢との比較検討

スマートコミュニティの開発案件で複数地点において大規模なプロジェクトサイトの確保が前提となっている。場所の設定により住民移転や用地補償を巡って問題が生じる可能性があるだけでなく、用地選定により環境社会面からの影響度合い更には移転補償量のプロジェクトの採算性に与える影響は相当に大きい。プロジェクトサイトが未定であると言うことであるが、むしろこれらの影響をサイト選定の前提とした検討を行うべきではないか。

5. ステークホルダーからの情報収集

用地の具体的な範囲や具体的な工事等のスコープ決まっておらずステークホルダーから情報収集が困難な課題設定となっている。

6. その他

案件名:H23民活 NO3 カンボジア・プノンペン環境共生スマートコミュニティ導入調査

<p>1. 全体所感</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境共生スマートコミュニティ並びに持続可能な都市づくりを行うためのスマートインフラ整備を進めるために、それらに関する「都市計画、整備計画及び事業計画」を立案し、カンボジア経済状況を考慮した実施可能なプロジェクトの内容やレベルを検討している。 ・ すでに、8か所のサテライトシティ計画が実施段階にあるが、社会環境をベースとした人権への配慮、特に、影響を受ける可能性の高い住民に対しては、事前説明や協議にて対応している。 ・ JICA及びJBICのガイドラインで環境社会配慮項目等を検討し、その内容は資料収集にて行っている。その影響項目のほとんどは、公害系となっている。 ・ 財務・経済・社会分析も実施し、事業総額を試算している。
<p>2. 社会環境と人権への配慮</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ AZサテライトシティにスマートインフラを導入するに当たって、影響を受ける住民に対して、移転による影響を最小限にする必要があるとの認識しており、そのことについて事前説明や協議を十分に行うとしている。 ・ 移転による影響を最小限とするためには、土地収用法による対応が必要であるとしている。
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境負荷評価手順の実施に関する政令」に記載されているEIAガイドラインに基づいてESIAを作成し、EIAの手続きが進められる計画であるとしている。 ・ JICAガイドライン(2010年4月)及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を参考として環境チェックを行っている。具体的な環境社会配慮項目の緩和策等について、必要性や想定されない等の記載となっている。が、詳細に記載している項目もある。また、導入が想定されるインフラ(水、交通、電力)との比較検討も行っている。 ・ 本プロジェクト実施における環境影響のほとんどは、公害系と想定しモニタリング計画を立案して行うとしている。
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートインフラ整備計画として、電力セクターではカンボジアの電力供給及び需要と将来の方向性、水セクターではプノンペン市における上下水道施設の品質及び整備状況、都市交通セクターでは、現在の交通構造や交通環境分析と将来需要予測、通信セクターでは、カンボジアにおける通信網の整備状況及び政府の将来における開発の方向性、更には民間企業等の参入等、各セクターの現状と将来展望の分析を構成要素ごとに行っている。本分析を基本にした財務・経済・社会分析も実施し、事業総額を試算している。 ・ 実現可能性の高い事業(EVタクシー、EVトウトウク)ノキャッシュフローの分析も行っている。 ・ スマートコミュニティ形成・スマートインフラ整備を実現するために関係機関が必要とするアクションを提案している。
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に、ステークホルダーと記載していないが、情報収集のために、官公庁関係者、公的機関、大学、JICA、銀行等の関係者に面談している。関係住民、環境団体、NPO等からの記載はない。
<p>6. その他</p>

案件名:H23民活 NO4 マレーシア・廃棄物発電・熱供給事業に関する事業化調査

1. 全体所感

マレーシアの都市ごみの処分はオープンダンプ(野積み)が主体で、これらの処分場では臭気やメタンガス(温暖化ガス)の発生、浸出水による地下水汚染等深刻な環境問題を起こしている。最新の第10次国家計画では、①都市廃棄物管理の改革(地方自治体への支援、包括的な衛生管理の供給、持続的な方法による廃棄物管理)、②再生可能エネルギーへの投資に対する強力なインセンティブの導入、が明記されており、都市ごみ管理と再生可能エネルギーの導入は社会経済計画上の重要な開発課題とされている。さらに、廃棄物管理の基本戦略(National Strategic Plan for Solid Waste Management)が2005年に政府承認され、この中で、3Rと適切な技術・設備、施設の活用による持続可能な廃棄物管理を達成することが主要戦略として明確にされている。また、衛生埋立処分場の建設とともに焼却設備の導入戦略が記載されている。

一方、マレーシア政府は再生可能エネルギー利用を高める政策を打ち出している。関連省庁、産業界等から関係者を集めて議論を重ねて電力固定価格買取制度(FIT)を定め、これを再生可能エネルギー法(Renewable Energy Act 2010)としてまとめ、2011年12月から施行が開始された。廃棄物発電もこの対象である。こうした背景から、本プロジェクトでは高効率発電焼却炉を中心とした"Waste to Energy Plant"によって、廃棄物を大幅に減量化、安定化させることを目指している。この結果、周辺環境の改善、温暖化ガス発生の防止、及び埋立処分場の延命を図れると同時に、電力、蒸気、冷熱の形で再生可能エネルギーを回収でき、工業団地や住居地域へ供給することが可能になるとされる。しかし、実施に当たっては、周辺住民への丁寧な説明が求められる。

2. 社会環境と人権への配慮

プロジェクトの候補地の一つは、農村地域とされ、農業従事者が多いとされる。住民移転はないとされるが、焼却場のため円滑な農作業の障害とならないよう配慮が必要。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

JICA環境社会配慮ガイドライン及びJBICガイドラインを参照し、配慮項目の洗い出しを行っている。特に、大気汚染については、焼却炉からの排ガスに留意する必要がある。具体的には、ばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類があり、マレーシアの都市ごみの性状分析結果によれば日本の処理システムで問題ないとされ、本件具体化の際は現地の排出基準や規制値を順守する適切な排ガス処理方式を選択する必要があると記載。また、廃棄物については、焼却炉で処理できないものや有害な廃棄物があり、厳格に選別される必要がある。焼却灰と飛灰については、前者は衛生埋立処分場で埋立処分されるが、飛灰については安定化処理が行われた後、専用のSecured Landfillで適切に処分されるものとされる。なお、候補地の一つでは埋立処分場についてEIAが実施中とされ、その近郊では埋立処分場のEIAが承認されているとの記載がみられた。

他の選択肢との比較検討

本件で推奨されている焼却処理の手法以外に、減量化・資源エネルギーの回収性・かつ環境社会配慮負荷の小さい選択肢としてイ)コンポスト化、ロ)バイオガス化、ハ)RDF化を挙げている。コンポスト化は、有機物のみを発酵させ土地改良材として有効利用するものであるが、コンポストの引き取り先を確保することが難しく、ごみ中に重金属や医療廃棄物が含まれているとそれがコンポストに混入することがあり持続性・安定性で難がある。バイオガス化は、嫌気発酵させメタンガスを回収し熱利用を図るものであるが、対象物の選別と運転の安定性が課題がある。RDF化はごみを燃料化し別のユーザー先で再利用するものであるが、有機性廃棄物(生ごみ)のRDF化は長期間の実績がないため懸念が残るとして、最終的には焼却処理を適切な選択肢として推奨している。

5. ステークホルダーからの情報収集

本件では、ステークホルダー協議は実施されていない。ただし、候補地の一つでは、かつて埋め立て処分場の話が出た際焼却炉建設も検討されたことがあったが、住民の反対でとん挫した経緯がある。報告書では、周辺の住民やコミュニティー等のステークホルダーへの事前説明の重要性や同様な施設の視察等を勧告している。

6. その他

なし。

**2012年度(平成24年度)
案件形成事業に関する各委員コメント(案件別)**

案件名:H24円借 NO1 インドネシア・シーレーンにおける安全監視設備整備事業調査

1. 全体所感

インドネシアは、東西5,110kmにまたがる1万8,110もの島嶼で構成されている。近年の同国及び近隣諸国の経済成長により、インドネシアの海運能力強化、及びインドネシア海域、特にマラッカ海峡、スダ・ナツナ海峡及びロンボク海峡の船舶航行の安全は、我が国と欧州、中近東、南アジア、ミャンマーとの経済交流や我が国企業の当該地域での企業活動をより活性化させる上で、不可欠な要素であると広く認識されている。

インドネシア中期計画(2010年～2014年)の海域開発計画では、①スマトラ海峡、③ジャワ海域、④マカッサル・ブトン海域、⑤バンダ・マルク海域の海域開発が明記され、その海運能力強化にも触れられており、我が国もまた、2010年1月「日インドネシア経済合同フォーラム」において、インドネシアが進める東西経済回廊構想の構築に積極的に協力していくことで合意している。

本プロジェクトは、インドネシアにおける各群島航路帯(ALKI)及び主要航路に、船舶航行安全情報システム(VTIS)・船舶自動認識システム(AIS)等の航行監視安全設備を導入する。また、VTIS、AIS、VHF(超短波(Very High Frequency: VHF))およびCCTV(閉回路テレビ(Closed-Circuit Television: CCTV))等を備えたセンサ局、各地方管区事務所(District of Navigation: DISNAV)に設置される監視・操作設備、遠隔設備の状況を把握するリモートメンテナンスコントロールセンタ(Remote Maintenance Control Center: RMCC)およびDGST本局に海事指令センター(Marine Command Center: MCC)の設備で構成されている。そのため、必要な情報は、海洋環境GISに統合され、航行情報の共有・提供するものとされる。従って、機材設備の供与の色彩が強く環境社会配慮面への影響は最小限に止まると言える。

2. 社会環境と人権への配慮

本件の建設予定地は、各DGSTの敷地内に止まると予定されていることから、大きな社会環境と人権への配慮はない模様。しかし、本プロジェクトの工事中に橋梁及び道路整備事業により影響を受ける地域が予想されることから、具体的な基本設計段階において代替地を検討し、負の影響がないよう配慮している。人権への問題は記載されていない。しかし、工事段階での人権無視や子どもの就労等の人権侵害への留意が求められる。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

1). プロジェクトサイトは、基本的にDGSTの関連施設の有効活用と同施設内の設置を予定している、2). 規模・内容は詳述されており、代替案は機器の特殊性から対案はない、ステークホルダー協議はC/P機関の関係者に限られている、3). 現地住民からの苦情はないとされるが、住民移転が予想されることから、十分に聴取されていないと思われる。4). 環境アセスメントの必要性は認識されており、手続きも調査されている、5). 許認可は不要とされるが、再調査が必要、6). 対象地区の自然・社会環境では歴史分科遺産の確認が求められよう、7). 地域住民への生活の影響では大規模な埋め立て、土地造成、森林伐採は計画されていない、8). 情報公開とステークホルダー協議では、関係機関を除き今後の情報公開と移転住民との協議は開催される予定である。

※**標題3**に↓入力されておりました。どこに入力されるものでしょうか？

地点があり、基本設計段階に代替地を検討し負の影響を避けることを記載。

4. 他の選択肢との比較検討

本件は、基本的に船舶航行安全情報システム(VTIS)・船舶自動認識システム(AIS)等の航行監視安全設備を供与するプロジェクトであるため、代替となる選択肢は限られ有意なコストの比較や環境面への影響を検討することは難しいと言える。

5. ステークホルダーからの情報収集

本件では、C/Pの政府機関から聴取をされており、既存の敷地の活用を最優先にしていることから、問題点の指摘はないとされている。ただ、設備搬入に伴う取り付け道路や橋梁の改修の予定の想定されることから、次の段階で対象住民が特定される場合は、当然ステークホルダー協議が求められよう。

6. その他

特になし。

案件名:H24円借 NO1 インドネシア・シーレーンにおける安全監視設備整備事業調査

1. 全体所感

インドネシアのマラッカ海峡などは、我が国のエネルギー源を確保するために重要な海域である。従って、この海域の安全監視設備を整備することは、意義あると思われる。ただ、細かいことであるが、調査報告書には多くの略語が見られる。略語と正式名称の一覧表があると、より読みやすいと感じた。

2. 社会環境と人権への配慮

インドネシア近辺の海域では、海難事故と人命損失数が増大する傾向にある。従って、本プロジェクトの実施により、海難事故が減少するとともに海賊行為も抑制されることが期待される。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

JICA環境社会配慮ガイドラインに沿って検討されている。環境社会には大きな影響は見られないが、1箇所プロジェクトサイトで敷地造成時に騒音や土砂の流出が懸念されている。従って、これらに対して対策を講ずる必要がある。また、本プロジェクトではレーダーをはじめとしていろいろな電波機器が使われることになっている。従って、これらによる電波障害が起こらないように注意する必要があると思われる。

4. 他の選択肢との比較検討

インドネシアでは、海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS)に従って、船舶航行安全情報システムと船舶自動認識システム(VTIS/AIS)が運用されることになっており、他の選択肢はない。ただ、3に記載したプロジェクトサイトについては、代替地も考えられる。

5. ステークホルダーからの情報収集

海運総局(DGST)や航海援助局(NAVIGASI)等とは協議しているが、周辺住民などからの情報収集や意向調査は行っていない。

6. その他

円借款を実現していくためには、インドネシア政府内でこのプロジェクトの優先順位を低下させないようにすることが重要である。従って、インドネシア側にこのプロジェクトの重要性・必要性について理解してもらうとともに、いろいろな手助けも必要になると思われる。

案件名:H24円借 NO2 インドネシア・ムシ川横断橋建設計画調査

<p>1. 全体所感</p>
<p>インドネシア・南スマトラ州(South Sumatra Province)の州都であるパレンバン市(Palembang City)は、石油、ガス、パームオイル、ゴムといった豊富な資源や基幹産業が成長しているため、インドネシア経済回廊構想における重要開発地域に位置付けられている。それに伴い、パレンバン市は人口が年々増加し(人口増加率:2.07%(インドネシア平均:1.18%))、2011年には人口が150万人を超えスマトラ島第二の都市となっており、北部の旧市街から、南部、東部へと住居地や工場、商業エリアなど都市機能が拡大している。しかし、パレンバン市中央を西から東へ流れるムシ川(Musi River)には、アンペラ橋(Ampera Bridge)、ムシ第2橋(Musi II Bridge)の2橋だけで、パレンバン市を南北に分断しているために、中心部に唯一架橋されているアンペラ橋には交通量が集中して、交通渋滞の最大の問題となっており、経済損失を引き起こしている。</p> <p>このような状況で、新たにムシ川横断橋を建設することは、南スマトラ州、パレンバン市だけではなく、インドネシア全体にとっても優先順位の高い案件として国家開発企画庁(BAPPENAS:Badan Perencanaan embangunan Nasional)により「Blue Book2011-2014」に本プロジェクトがリストアップされている。さらに、公共事業省道路総局(BINA MARGA:Dierctrat Jendal Bina Marga)により、本プロジェクトを含む総延長25kmの東側リングロードが計画されているとともに、2010年に本プロジェクトの可能性調査(FS:Feasibility Study)を自国資金により実施し、2011年11月より詳細設計を実施している。従って、案件としては成熟度が高いプロジェクトと言えるが、環境社会配慮調査は十分とは言えず、ステークホルダー協議はなされていない。</p>
<p>2. 社会環境と人権への配慮</p>
<p>本プロジェクトのサイト周辺のムシ川沿いには、多くの住民が居住しているのが紹介されており、こうした住民への人権の配慮と工事段階での子供の就労に留意する必要がある。</p>
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p>
<p>配慮項目としては、大気質・水質・騒音振動・廃棄物・生態系・住民移転・生活生計・景観等網羅されている。しかし、本対象地域には、同国で定められているような保護区域や貴重な種の生息・生育地は存在しないとされるが、アクセス道路周辺には湿地が存在し、多様な植物や動物の生息・生育環境が成立しているものと推察され、次の段階での十分な湿地及びそこに成立する生態系への影響について十分検討する必要があることを明記している。また、ムシ川河岸部には、不法居住者が確認されている。本プロジェクトの対象地域周辺には少数民族及び先住民族は存在しないものの、本プロジェクトにより、非自発的移転者数が200人を超えることから、用地収用・住民移転計画(LARAP:Land Acquisition and Resettlement Action Plan)が必要となるとしている。区域内に、パゴダ塔(Pagoda中国寺院)が存在するため、架橋架設位置ではこの塔に影響がないように検討し、また、地域の各集落に存在するモスクは、歴史的、文化的、宗教的に貴重な施設であることから、プロジェクト実施機関は、適切な配慮を行う必要があると指摘している。</p>
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p>
<p>本件では、現地政府の道路総局(BINA MARGA)の案の他に代替案3案を検討している。主な3案は以下の通り。[代替案①]橋梁形式は斜張橋として、主径間長は、航路幅B=240.0mに斜角の影響を考慮した360.0mとする。ムシ川左岸側は、締切工、栈橋工が必要となる河川内に橋脚を設置するため、経済スパンが約110mとなる。[代替案②]橋梁形式はエクストラードズド橋として、主径間長は、航路幅B=240.0mを満足する270.0mとする。ムシ川左岸側は、締切工、栈橋工が必要となる河川内に橋脚を設置するため、経済スパンが約110mとなる。[代替案③]橋梁形式はエクストラードズド橋として、主径間長は、航路幅B=240.0mを満足する270.0mとする。架橋位置がムシ川と支川の分流部である。また、支川への船舶の航行もあることから、径間長は270.0mとする。上記代替案4つケースについて、建設費用、財務分析、経済分析の観点から検討した結果は、代替案2が最適なものの、ここではBINA MARGA案を推奨している。なお、財務分析結果からは、本件が純粋な民間の優良道路としては成立はしないとされているが、経済分析結果から民間資金を活用したBOT方式のPPP事業としての実施を提言している。この点、根拠が曖昧な点が残る。</p>
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p>
<p>本件は、現地政府によるD/Dが終わっているプロジェクトとされるが、ルート選定で代替案があるため、対象地区の絞込みは難しいせいか、ステークホルダー協議はなされていない。しかし、河川の沿岸には漁師の人達や住民が違法で居住している様子が写真で紹介されており、現場としては難しいインタビュー調査と推察されるが、一部の方々の意見が紹介されていることが望ましかった。JICAチェックリストからステークホルダー協議はEIAの初期段階で実施されると引用されており、JETROのガイドラインが引用されていないのは残念である。また、ルートによっては、湿地帯を通過するため、同地区の動植物の生態や生育地の様子が分かる地元の大学や関係者から意見を聴取されることが期待された。</p>
<p>6. その他</p>
<p>本件は、冒頭インドネシアにとって優先順位の高い案件として、国家開発企画庁(BAPPENAS)により「Blue Book 2011-2014」にリストアップされている。さらに、公共事業省道路総局(BINA MARGA)により、本プロジェクトを含総延長25kmの東側リングロードが計画されているとともに、2010年に本プロジェクトの可能性調査(FS)を自国資金により実施し、2011年11月より詳細設計が実施されているとされているが、環境社会配慮面ではF/SLレベルより狭い範囲の検討に止まり、ステークホルダー協議が実施されていないのは残念である。</p>

作成日:2013年8月20日

委員名:宮崎 章

案件名:H24円借 NO4 ミャンマー・エーヤワディ河下流横断鉄道・道路改良計画調査

1. 全体所感
<p>エーヤワディ河(旧名、イラワジ河)のナワディ橋から下流のニャウンドン橋約200kmの区間は、橋や右岸と左岸を結ぶ鉄道・道路がないため、ヒンタダ市に鉄道と自動車道を備えた橋を建設することは、ミャンマーの発展並びに日本からの企業等の進出にとって有意義なことと思われる。</p>
2. 社会環境と人権への配慮
<p>現在、ヒンタダーレパダン間には旅客中心の渡し船航路が運営され、2000人/日以上以上の旅客が兩岸を往復している。従って、橋ができると渡し船業者が圧迫されるという懸念がある。ミャンマー政府の責任で何らかの補償が必要になるかも知れない。</p>
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
<p>JBICの環境チェックリストに従い、環境影響を検討している。その結果、建設前の用地取得への影響は少ないと結論されている。ただ、建設時の土木工事において、水質汚濁、騒音・振動に一時的にせよ影響がみられると結論されているので、実施時にはこれらへの対策が必要となろう。また、橋の交通量は、2030年で5915台/日とされている。瀬戸大橋の交通量は2012年で約2万台/日なので、交通による大気汚染の恐れは余りないと考えられる。</p>
4. 他の選択肢との比較検討
<p>架橋について、5地点を候補として検討した結果、ヒンタダ市に建設するのが最適と結論している。また、橋の構造についても検討し、鉄道と2車線の道路が併行して橋を渡る(ダブルデッキ方式)の方が、2車線道路と鉄道を橋の上下に建設する方式(シングルデッキ方式)よりも経済性に優れるとして採用している。また、主橋とアプローチ道路及びアプローチ鉄道の取り付け位置についても比較検討している。</p>
5. ステークホルダーからの情報収集
<p>架橋地域の付近の住民から意見を聞いて、好意的な意見を得ている。また、ヒンタダ市長にも面談し、当市では20年来架橋を中央政府に要請してきたが未だ実現していないという意見を得ている。ただ、行政担当社の中には、橋ができるとヒンタダ市を経由する時間が短縮されるため、宿泊者の減少やマーケットの衰退の恐れがあるという意見を持つ人もいる。従って、観光地としての発展や工業の促進なども期待できるなどの点を十分宣伝してこれらの懸念を払拭するように努める必要がある。</p>
6 その他
<p>ミャンマーは民主化がまだ途上の部分も有り、軍政下時代に逆戻りさせようとする勢力も強いことから実現にはいろいろな困難が予想される。報告書にも記載されている通り、この事業は他の多くの案件と優先順位を競う状況にあり、本事業の必要性などを日本側でも強調していく必要がある。</p>

案件名:H24民活 NO1 インドネシア・ジャカルタMRTルバックブルス駅前開発事業調査

1. 全体所感

本件ジャカルタのMRT駅前開発事業であり、用地は取得済であり、最も懸念点となりうる住民移転用地補償の問題は生じないものの高層ビルを建設するプロジェクトであるから周囲への環境影響だけでなく地震国であるにも拘らず地震対策について前提として考慮すべきではないか。

2. 社会環境と人権への配慮

本件ジャカルタのMRT駅前開発事業であるが、用地は取得済であり、最も懸念点となりうる住民移転用地補償の問題は生じない。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

他方、周囲への日照、景観への影響、周辺への風害予測あるいは等開発の前提として考慮すべきではないか。

また、ジャカルタを含むインドネシアは地震国であり、断層との関係分析や耐震工事、また工事期間中の地震発生への対処につき開発事業の前提として考慮すべきではないか。

4. 他の選択肢との比較検討

特定のMRT駅前の開発事業であり、地点自体は他の選択肢と検討することは困難であるが、地震国における高層ビルの建設であるから、安全性や周囲への日照、景観への影響、周辺への風害予測等を踏まえた階数を含めた構造物の形態についての選択肢を検討すべきではないか。代替案はビルのレイアウトでの検討に留まっている。

5. ステークホルダーからの情報収集

実施機関決定後となっているが場所が特定されているのでなるべく早く着手すべきではないか。

6. その他

案件名:H24民活 NO2 インドネシア・第2ジャカルターチカンペック高速道路事業化調査

1. 全体所感

・ 本事業化は、ジャカルターチカンペック高速道路の慢性的な渋滞を解消するために、並行する新たな高速道路を建設しようとするものである。物流に関する内容が詳しいが、社会環境と人権への配慮等は、検討していないように見える。更に、ステークホルダーとの協議等についても具体的な記載がなされていない。

2. 社会環境と人権への配慮

・ 西ジャワ州:カラワン県、ベカシ県の5年間の人口増加率は、約18%、人口密度は約1500人/km²となっている。主な産業は、稲作とされている。
・ 人権への配慮に関しては、記載がない。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

・ 西ジャワ州(カラワン県、ベカシ県)の5年間の人口増加率は、約18%、人口密度は、約1500人/km²となっている。また、本州の主な産業は、稲作となっている。
・ 現地踏査及び文献調査に基づいて、JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年)を参考にスコーピング・マトリクスを作成している。その配慮項目の中で、住民移転、地域経済が、重大な負の影響(評価:A)を与えている。また、自然環境項目である「地球温暖化」は、供用時に正の影響となるとしている。
・ 更に、住民移転及び経済活動における環境社会面の影響は、本案1では、最も少ないとしている。

4. 他の選択肢との比較検討

・ 本事業化調査の主体は、プロジェクトの背景や必要性、ハード的な技術的側面に重点があり、それを実現するための技術や資金調達の方法等に関して具体的に記載している。

5. ステークホルダーからの情報収集

・ 調査団が、本計画地を踏査や文献調査にて、環境社会配慮等の評価を行っているが、関係住民、環境NPO等から情報収集している状況は見えない。

6. その他

案件:H24民活 NO3 インドネシア・東ヌサテンガラ州地熱発電事業化調査

<p>1. 全体所感</p> <p>インドネシアのフローレス島を含む東ヌサテンガラ州では、平均電化率が約40%弱と、全国平均の約73%に比べて非常に低い状況にあることから、電力設備の増強は意義有る課題であると考えられる。</p>
<p>2 社会環境と人権への配慮</p> <p>地熱発電の場合には、地下の地熱貯留層の構造が重要である。プロジェクトで対象としているウルンプ地区では、既に国営電力会社(PT PLN)が地熱発電所を建設中で、そこでの地熱貯留層の構造などによっては、プロジェクトの事業主が独立発電事業事業者(IPP)及び国営電力会社(PT PLAN)のどちらかになる。その結果によっては、資金候補なども異なるため地熱貯留層の構造をできるだけ早く見極める必要が有ると思われる。また、生産井戸3本を掘削し、20Mwの発電設備を建設するとしているが、地域住民や農地などへの影響が記載されていない。</p>
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p> <p>JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮項目について検討している。地熱貯留層評価のために行う噴出試験により、硫化水素ガスが発生し近傍の大気質への影響や悪臭が懸念される。また、工事に伴いアクセス道路付近の家屋の人々に対して、NOxや粉じんなどの影響があるとともに、地熱井掘削時に泥水が生じ、地表水に濁りが生ずる恐れがある。さらに、工事に伴い、汚泥や廃油等の産業廃棄物が生ずる。地熱発電所からの送電線は、保全林を通過する予定であり、そこに生息する貴重生物などの生態系への影響も懸念される。従って、これらに対して万全の対策を講ずる必要がある。</p>
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p> <p>他の電源として、太陽光、小水力、風力、バイオマスが検討されている。その結果、太陽光は広大な敷地が必要な上、天候に左右される。小水力には、渇水期に発電に支障がある。風力は天候に左右されるとともに、低周波音や鳥への影響がある。バイオマスには、農地が必要で農業生産活動と競合する可能性があるなどの問題点を挙げ、地熱が最適であると結論している。しかし、インドネシアであれば木材資源も多いと考えられ、バイオマスには必ずしも農地は必要ではないため、もう少し詳細な比較検討ができるのではないと思われる。</p>
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p> <p>国営電力会社(PT PLAN)、エネルギー・鉱物資源省(MEMR)などの関係者と協議し、情報を収集しているが、プロジェクトサイト近辺の住民からの意向調査などは行われていない。</p>
<p>6. その他</p> <p>ウルンプ地区の地熱発電開発をIPPとPT PLANのどちらが行うのかについて、できるだけ早く情報を取得する必要がある。また、インドネシア内での電力固定価格買い取り制度と関連制度について、その進展をフォローする必要がある。</p>

案件名:H24民活 NO4 カンボジア・輸入炭火力発電プロジェクト導入可能性調査

1. 全体所感

プロジェクトの成熟度に応じたレベルで可能な範囲で個別の検討を行っている。工業団地内ということで比較的環境への影響が少ない立地となっている。

2. 社会環境と人権への配慮

プロジェクトの成熟度に応じたレベルで可能な範囲で個別の検討を行っている。工業団地内ということで比較的環境への影響が少ない立地となっており、住民移転等は生じない。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

プロジェクトの成熟度に応じたレベルで可能な範囲で個別の検討を行っている。工業団地内ということで比較的環境への影響が少ない立地となっているが立地場所を超えて影響が及ぶ大気質や水質や漁業への影響に関しては詳細を今後慎重に検討すべき。

4. 他の選択肢との比較検討

工業団地内ということで問題は比較的少ないと思われ他の選択肢との検討はマストではないと考える。

5. ステークホルダーからの情報収集

予備調査ということで未実施だがなるべく早期に着手すべき。

6. その他

案件名:H24民活 NO5 タイ・バンコク臨空型スマートコミュニティ開発計画調査

1. 全体所感
立地区域が決まっていることから可能な範囲で個別の検討を行っているがプロジェクト内容の抽象度は高い。
2. 社会環境と人権への配慮
立地区域が決まっていることから可能な範囲で個別の検討を行っているがプロジェクト内容の抽象度は高い。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
立地区域が決まっていることから可能な範囲で個別の検討を行っているがプロジェクト内容の抽象度は高い。
4. 他の選択肢との比較検討
特定地域を前提としたプロジェクトであり行っていない。
5. ステークホルダーからの情報収集
プロジェクトの成熟度に応じたレベルでは立地区域が決まっていることから可能な範囲で情報収集を行っている。
6. その他

案件名:H24民活 NO6 フィリピン・南アグサン州ワワ川小水力発電事業調査

1. 全体所感
プロジェクトの成熟度に応じたレベルでは立地域が決まっていることから可能な範囲で個別の検討を行っている。
2. 社会環境と人権への配慮
プロジェクトの成熟度に応じたレベルでは立地域が決まっていることから可能な範囲で個別の検討を行っている。但し、確実に住民や住居が存在しないかどうかは慎重に詳細検証すべきと思われる。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
プロジェクトの成熟度に応じたレベルでは立地域が決まっていることから可能な範囲で個別の検討を行っている。但し、生態系の関係では魚類への影響も少ないと考えられるところ、慎重に詳細検証すべきと思われる。
4. 他の選択肢との比較検討
上述の通り、森林保護区が存在する地点をプロジェクトサイトに設定しているが、森林保護区が存在しない場所を対象にできないか、と言う点の検証は行われるべき。
5. ステークホルダーからの情報収集
現地ヒアリングにより近隣住民の生活用水としての河川利用はなされていないと考えられると判断しているが、誰に対するヒアリングをもとに判断したのか不明であり慎重に検証すべき。
6. その他

案件名:H24民活 NO7 ブラジル・クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査

1. 全体所感
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業調査の主体は、廃棄物処理のハード面となっており、現状分析も大気質、水質であり、環境影響評価項目を総合的に検討しているようにみえない。特に、運搬車両等の環境負荷や地域住民に対する環境配慮の考え方が記されていない。
2. 社会環境と人権への配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・ クリチバ都市圏の生活水準は、国内でも比較的高いとの認識である。 ・ 廃棄物処理場を利用する地域住民への配慮等への文言は記載されていない。
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・ JBIC「廃棄物管理及び処分セクター(2012年)」の環境チェックリストにより、環境項目における環境配慮の確認を行っている。 ・ 環境社会面における現状分析は、大気質、水質に特化し、具体的な数字を記しているが、自然環境、社会環境は、詳細な現状分析がなされていない。 ・ プロジェクトの実施に伴う環境改善においても廃棄物処理場そのものの影響改善のみとなっている。 ・ 工事中及び供用における廃棄物の運搬車からの影響(悪臭、粉じん、排気ガス、騒音、振動等)等について検討しているかどうかみえない。 ・ 環境社会影響の範囲を地域住民や道路沿線住民まで配慮しているかどうか不明である。
4. 他の選択肢との比較検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本処理事業に係るハード技術を裏付けるために、我が国の実績を示しながら技術面の優位性を記している。 ・ 実施に不可欠な事業費等や資金調達のための方法について検討している。
5. ステークホルダーからの情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査の情報源は、官公庁が主体であり、地域住民や環境NPOから情報収集の記載はない。
6. その他

案件名:H24民活 NO7 ブラジル・クリチバ市広域圏での現地適応型廃棄物処理事業調査

<p>1. 全体所感</p>
<p>ブラジルでは、近年の経済発展により廃棄物発生量が増加し、大都市を中心に最終処分場不足やそれに伴う廃棄物の長距離輸送といった問題が顕在化してきている。こうした状況を踏まえ、2010年に国家固形廃棄物法が制定され、現状の処理方法の中心であるオープンダンピング(野積み)は禁止された。また、埋立処分量の減量化のため、政府、自治体それぞれに対し分別収集やReduce(排出抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(リサイクル)(3R)の目標設定が要求されており、新たな廃棄物処理方法への移行が求められている。また、電力の約8割が水力発電であり、渾水時の代替電源の確保が課題となっている。これらを解決する手法として、今回のプロジェクトの提案する廃棄物焼却処理は、廃棄物の衛生処理、減量化ニーズを満たすだけでなく発電施設が含まれており、安定的に電力を供給することが可能であるとされる。クリチバは、同国内での環境先進都市として位置付けられており、廃棄物処理に関しても分別回収に取り組み実績を挙げているが、埋立地の逼迫により現在では民間事業者へ廃棄物処理を委託しており処理費用を支払っている。廃棄物処理手法として選別処理(RDF化)までが事業者によって検討されているものの、RDFの適正な用途先がない現状では減容化が難しく、新たなステップとして廃棄物焼却発電が提案されている。サイトについては、クリチバ市より南へ約30km程度に位置するマンディリツバ(Mandirituba)市にある埋立候補地を想定している。なお、本プロジェクトは、官民連携(PPP)スキームを想定しており、次のステージで環境社会配慮調査が十分実施されるよう留意が必要である。</p>
<p>2. 社会環境と人権への配慮</p>
<p>ウェストピッカー(カダール)や関係組織に対して、本事業では現在処分場で埋め立てられている廃棄物のみを取り扱い、ウェストピッカーらによる有価物回収・リサイクル活動には影響を及ぼさないとされる。</p>
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p>
<p>本件の事業実施に伴い、考えられる環境及び社会影響は、国際協力銀行(JBIC)より2012年に作成された廃棄物管理及び処分セクターの環境チェックリストを活用した。</p> <p>対象地域において排出された廃棄物は、現状では最終処分場において衛生埋立処理がなされている。これに対して、本事業で提案するエネルギー回収施設を導入することで、現在最終処分場に投入されている埋立廃棄物を大幅に削減することが可能となり、これにより処分場周辺の悪臭・害虫の発生抑制、浸出水による水質汚濁の低減、メタンガス発生回避による温室効果ガス削減等の環境改善効果が期待される。一方、エネルギー回収施設により懸念される大気汚染について、本事業では日本の環境基準を満足する排ガス処理施設を設置し、排ガスの包括的管理を適切に実施することから、負の影響は生じないと判断されている。</p> <p>また、本件ではメタン発酵施設を併用して導入し、有機性廃棄物からのメタンガス回収とエネルギー利用を促進するとともに、メタン発酵施設から排出される排水は集水し、処分場からの浸出水とともに処分場に付帯される浸出水処理施設で処理されるとされる。</p>
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p>
<p>本件では、衛生埋立処理との比較が行われているが、現状のままでは埋立廃棄物量を大幅に削減することができず、処分場周辺の悪臭や害虫の発生抑制、浸出水による水質汚濁やメタンガス発生の回避も難しいことから、本技術提案を推奨している。加えて、電源として太陽光発電と比較すると電池の必要性がなく、廃棄物燃焼によるエネルギー回収とメタンの発酵によるメタンガス発電の追加的なメリットがあることが指摘されている。ただし、本件の建設費はケース1では270億円の大型プロジェクトとなるため、自治体からの委託費の多寡に大きく影響を受けることになろう。</p>
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p>
<p>本件推進のためには、用地の確保と貸与をはじめ、ごみ処理施設の立地に際する周辺住民の同意が不可欠と言え、公共側が十分住民とのコンサルテーションを図ることが求められる。また、周辺インフラ整備は施設建設着工前に公共側で準備することが期待され、着工前の環境アセスメント、監督官庁への各種許認可手続きなども公共側の協力を得て責任を持って実施することが求められる。</p>
<p>6. その他</p>
<p>特になし。</p>

案件名:H24民活 NO8 ベトナム・ハロンーハイフォン道路Bach Dang橋整備調査

<p>1. 全体所感</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会・経済成長に伴う交通需要の増加によって、国道18号線及び10号が円滑な交通環境の限界を迎える可能性があることから、ハロンーハイフォンルート整備による本プロジェクトが必要であるとしている。 ・ 本ルート沿いの環境社会配慮については、現状とそれほど変化は無く、自然環境等の考慮は必要としている。 ・ ステークホルダーに関して、配慮が見えるが、特に地域住民等の意見が反映されているかどうか不明である。 ・ 比較ルートよりは優位性が高いことから、交通量調査及び需要予測より、既存F/Sにおけるハード面も含めた道路計画や橋梁計画等を提案している。
<p>2. 社会環境と人権への配慮</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査対象計画路線における現状の自然環境は、海浜性、湿地性の堆積物が分布する地域、高潮による侵食等の影響で複雑な微地形を呈する干潟や風化岩が表層に分布する低平地等が含まれている。また、公害系の大気質、振動・騒音、水質については、観測データを基に結果について示している。特に、事業実施により、マングローブ林に大きな変化が生じることにより、生態系に変化が生じる可能性を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画ルート沿いの各地域行政区におけるインフラ状況、経済状況及び住居状況を整理している。が、建設省の基準を満たしている住居は地区によって異なっており、仮設、荒廃家屋等の存在も明らかにしている。 ・ そのような社会環境にあるが、人権への配慮についての記載はない。ただし、計画ルート路線地域における農業・漁業の市場や販路拡大に地域経済の発展に期待している。
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA/JBICが提供する「環境社会配慮ガイドライン」におけるチェック項目を参考にクアンニン省他へヒアリングを行って、その現状の結果を整理しているが、具体的な環境社会配慮(緩和策等)についての記載は無い。 ・ 他ルートとの比較もされているが、環境社会配慮項目の比較は無い。
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本プロジェクトは、社会・経済成長に伴う交通需要の増加によって、国道18号線及び10号が円滑な交通環境の限界を迎える可能性があることから、ハロンーハイフォンルート整備が必要とされている。このことから、本ルートのF/Sやサイト調査及び官民連携事業としての検討課題を洗い出している。また、需要変動リスクについて検討し、その官民双方が分担する具体的方法を提示している。 ・ 交通量調査及び需要予測より、既存F/Sにおけるハード面も含めた道路計画や橋梁計画等を具体的に示している。 ・ 更に建設費、維持管理計画、運営計画等について示し、これらを総合的にまとめて計画概要としている。 ・ 日本の企業を持つ技術面の優位性も記載している。
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業計画に係るステークホルダーは、中央政府(運輸交通省、財務省、計画投資省など)、地方(クアンニン省、ハイフォン市)、地域(地域レベル人民委員会、地域住人、地元産業従事者)、事業実施主体、投資家(国内外)となっており、多くの課題解決のための取組が求められているとしている。 ・ 本計画の事業実施に向けて、必要な土地収用、住民移転手続き及び地域産業への補償関連事項等について、実施機関へヒアリングを行い、ほぼ具体的な内容を引き出している。
<p>6. その他</p>
<p> </p>

案件名:H24民活 NO9 ベトナム・ビンズオン省における産業廃棄物処理・発電事業化調査

1. 全体所感

本件は周辺の環境社会へ大きな悪影響を与えうる、所謂迷惑施設である産業廃棄物処理・発電事業化案件であり特段に慎重な検討が求められる。そのような案件であるが他の選択肢との優劣の検討がなされることがまずもって望ましい。また周辺住民との関係も明らかにされていない。ゆえに環境影響が少ないという各項目の結論を受け手の関係において十分に検証されているとは言えない。

2. 社会環境と人権への配慮

工業団地内の既存施設の中に立地するとのことであり、住民移転も生じず新たに周辺住民との関係で問題が発生する可能性は低いと思われるが、どの程度住居等の数・サイトとの距離があるのか明示すべきである。その上で受け手への影響が少ない旨の立証をすべき。

3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

工業団地内の既存施設の中に立地するとのことであるが、既存住居等との立地関係等が明記されていないどの程度住居等の数・サイトとの距離があるのか明示すべきである。その上で受け手への影響が少ない旨の立証をすべき。

4. 他の選択肢との比較検討

本件は省人民委員会の決定により立地場所が決定されているが、その点からは比較的無難な立地を選択していると思われる。他方、本件は周辺の環境社会へ大きな悪影響を与えうる産業廃棄物処理・発電事業化案件であり、「既存施設の中」という点だけで決め付けず、例えば、他の既存施設内の立地を選択肢として上げて優劣を分析する位の慎重な対応がより望ましい。

5. ステークホルダーからの情報収集

上述の通り、工業団地内の既存施設の中に立地するとのことであり、住民移転も生じず新たに周辺住民との関係で問題が発生する可能性は低いと思われるが、どの程度住居等の数・サイトとの距離があるのか明示されておらず、その結果ステークホルダー、特に関係住民からの情報収集を行っている形跡がない。

6. その他

案件名:H24民活 NO10 モザンビーク・天然ガス利用メタノール製造案件調査

1. 全体所感
<p>モザンビークでは、既に商業生産中のパンデ・テマネ(Pande/Temane)ガス田に続き、北部海底(ロヴマ Rovuma)海盆)において近年大規模な天然ガスの埋蔵量が確認されている。液化天然ガス(LNG: Liquidated Natural Gas)による輸出が検討されているが、モザンビーク政府としては、単にガスを液化して輸出だけでなく、ガス関連産業の育成として、あるいは一部のガスを国内の原燃料に充当し、関連産業を北部に誘致する意向であり、現在世銀の支援の下「天然ガス利用マスタープラン」が策定されつつある。これは、国内産業の発展・多角化・知的雇用の増進・技術移転・内需への対応等により天然ガスを国内への裨益に活用という国策に基づくものである。そこで本調査は、モザンビークで産出される天然ガスを原料とする化学品メタノール製造業の事業化調査を行うものである。モザンビーク側からは、次の複数の候補地が提案されている:a. パルマ(Palma)、b. ナカラ(Nacala)、c. ベイラ(Beira)、d. ヴィランクロ(Vilankulo)／イニャツソロ(Inhassoro)。しかし、これらの候補地は、環境面社会面から課題を抱えており、最終的な立地は、これらの詳細な検討の上、決定されるべきであろう。また、メタノール事業には、電力供給と産業用水が不可欠な要素のため、メタノール生産に係る設備とともに海水淡水化設備、発電施設の建設が求められるとともに、大型機器の搬入のため港湾・道路・橋梁の改修が必要になる。メタノール事業コストは、800億円の規模が推計されているが、関連インフラ整備を含めると大型案件と言える。</p>
社会環境と人権への配慮
<p>各候補地について、詳細な現地調査は行われていないため、断片的な指摘に止まっているが、候補地の中には、住民移転が伴うところや漁業・観光業が盛んな地区と隣接しており、そうした産業への負の影響、住民の生活・生計への影響も懸念される。</p>
3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
<p>JICA環境社会配慮ガイドラインのスクリーニング様式とチェックリストを活用。1. 許認可、2. 汚染対策、3. 自然環境、4. 社会環境、5. その他等、カバーしているものの、現地調査は予備調査の域をでていないため、負の影響については未だ明確になっていない。特に、各候補サイトとも自然のマングローブの熱帯林やウミガメ、サンゴ礁等動植物の生息地であることが指摘されており、次の調査段階では生態系への影響について十分な環境影響調査の実施が求められる。</p>
4. 他の選択肢との比較検討
<p>天然ガスの有効活用では尿素肥料の生産が代替案としてあるが、定性的な説明に終わっている。</p>
5. ステークホルダーからの情報収集
<p>実施していない。</p>
6. その他
<p>次の段階での詳細な環境社会配慮調査が求められる。</p>

案件名:H24民活 NO10 モザンビーク・天然ガス利用メタノール製造案件調査

1. 全体所感

本件は政府方針未決定の段階で作成されており具体的なプロジェクト候補地やスコープも定まっていないため、2. 以下の具体的なコメントは困難。

2. 社会環境と人権への配慮**3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲****4. 他の選択肢との比較検討****5. ステークホルダーからの情報収集****6. その他**

案件名:H24民活 NO11 モンゴル・ウランバートル新国際空港アクセス道路整備計画調査

<p>1. 全体所感</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画は、基本的に必要であることを前提に進んでいる。それは、プロジェクトの基本方針を見れば明らかで、従来の道路整備建設となんら変わらない。 ・ この整備計画には、一応、JICA環境社会配慮ガイドラインやモンゴル国の環境影響評価法を前提に検討しているようになっているが、実際は、具体的に、詳細に、協議や検討したようには見えない。「……が必要である。」との文言が多く、例えば、ステークホルダーとどのような項目でどのような課題を解決するために協議がなされるのか記載されていない。
<p>2. 社会環境と人権への配慮</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地踏査、既存資料及びモンゴル国各省から聞き取り調査により、現状分析を行っている。 ・ 新国際空港予定地周辺は、ボクトハン国立公園西側に近接することから、自然環境(特に、生態系、森林系)調査が必要としている。 ・ 計画路線は、遊牧民の放牧地を通過することから、家畜の移動阻害に影響を与える可能性があるため、調査が必要であるとしている。 ・ また、住居集落は見当たらないとしている。
<p>3. 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA環境社会配慮ガイドラインにおける各環境項目をチェックするため、環境影響評価の観点を具体的に記し、そのための調査項目を提示している。 ・ 住民移転計画、先住民族計画、現地ステークホルダーの参画及び情報公開について留意が必要であるとしている。 ・ モンゴル国には、環境影響評価法があり、一般と詳細の2段階で実施することになっている。本プロジェクトは、一般の対象となっている。一般、詳細における環境影響評価項目には、環境社会影響の範囲が明記されていないため、報告書に記載されていない。2012年5月に環境影響評価法が改正されているが、環境社会影響の範囲は、不明である。
<p>4. 他の選択肢との比較検討</p>
<p>5. ステークホルダーからの情報収集</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダーの参画による協議は、重要であるとしているが、具体的にどのような行動や情報収集を行っているのかの記載は無い。
<p>6. その他</p>

2011年度ジェトロ実施事業に関する意見書

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの実施状況について、以下の意見を提出し、今後の適切な対応を求めます。

I. 貿易投資促進事業について

本事業に対する環境社会配慮は、現在のところ、ガイドラインに記載されている項目で基本的に対応できているものと考えられるが、以下の留意点が必要である。

途上国に進出する際、現地の作業員の健康管理には十分注意する必要がある。一例を挙げれば、液晶に用いるインジウム化合物の電極の製造・組み立ての際に、インジウム粉末の吸引が悪質な肺炎につながるということが知られている。

II. 案件形成事業について

1. 全体

1) 対象事業について

前年度同様、既に何らかの環境社会調査が実施され、案件発掘段階とは言にくい事業が少なくない。そのことが、JICA との役割分担の不明確につながっているのではないかと指摘もある。また、JICA 調査との連携においても効率的な実施に向け工夫が求められる。この点についてはジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定作業の中で十分議論をし、場合によっては経済産業省にも理解を求めた上で、より実効性のあるガイドラインとしていく必要がある。具体的には以下のようコメントがなされた。

- ① すでに JICA が融資審査に入っていた事業が含まれており、案件形成段階とは言えないものがあつた。更に、その事業は JICA の協力準備調査が実施されずに融資審査を行った案件であり、案件形成調査が実質的に JICA 調査の代替となっている点に留意すべきである。
- ② 同時期に JICA の調査が実施されており、時期を調整し、例えば JICA 調査の結果を踏まえて現地調査を実施した方が効率的であつたと思われる。

2) 参照するガイドラインについて

前年度は、JBIC と JICA のどちらの環境社会配慮ガイドラインのチェックリストを参照すべきかで議論があつたが、本年度はジェトロ環境社会配慮ガイドラインに関する記述が各調査報告書の中にないことが指摘されている。実質的にはジェトロ環境社会配慮ガイドラインが参照されているのであれば、そのことを報告書に反映するなど、何らかの対応が必要である。

- ① JICA、JBIC、ジェトロのいずれの環境社会配慮ガイドラインにも触れていない

め、環境社会的側面の検討内容が技術面に特化している。

② ジェトロガイドラインについての記述が一切ない。

3) 調査の枠組みと内容について

調査方法、報告書の内容、報告書の記述方法等について、以下のような課題が指摘された。

- ① ホームページからの情報について、内容を確認せずに掲載するのは問題である
- ② 調査に基づく環境社会配慮に関する提言が記載されていない。
- ③ 調査方法が調査目的と比べて簡易すぎる。
- ④ 限られた調査項目についてしか調査方法が述べられていない。
- ⑤ 環境社会配慮ガイドラインに沿った影響確認は、事業による改善効果と分けて、より客観的な視点で行うことが望ましい。
- ⑥ 要約と本文で異なる記述がある場合、その理由を示す必要がある。
- ⑦ 影響が軽微だとするならば、その根拠を示すべきである。
- ⑧ 現地の環境社会配慮法規や手続き、関係省庁の役割に関する調査が複数のプロジェクトで重複しており、こうした共通事項は国別に取りまとめて事前に調査団に配布して共有することが望ましい。
- ⑨ JICA ガイドラインに基づいたチェックリストに「整合する予定」「対策を取る予定」と書くのは不適切である。影響の有無と調査の必要性を明記すべきである。

2. 社会環境と人権への配慮

先住民族、社会的弱者、住民移転、生計手段の喪失等について、当該国の社会的・制度的条件や事業実施地域の実情に鑑み、以下のような指摘がなされた。

- 1) 一部のルートでは先住民のデータが収集されていなかった。
- 2) カテゴリーC相当の案件でも、国によってはたとえ小規模でも土地収用が大きな問題となるので十分留意が必要である。
- 3) 用地取得・住民移転等による影響が、衛星写真による暫定的な確認に留まっているのは考察不足である。
- 4) 「社会的弱者」が少数民族に限られ、貧困層、女性、子ども、障がい者などを含んでいることに十分配慮がされていない。
- 5) 大規模な非自発的住民移転が予想されるのに、現地踏査がほとんど実施されていない。
- 6) ウェイストピッカーを含む地元の雇用確保と就労指導には確実な取り組みが求められる。地元住民の中には政府を信用していない者もいることがステークホルダー協議でわかっており、相互信頼に基づく取り組みが重要である。
- 7) JICA/JBIC の環境社会配慮ガイドラインに掲げられたチェック項目のうち必要なものを1つ1つ確認していくのが望ましい。10年前の調査結果を引用している項目があったが、改めて調査してもよかった。
- 8) 工事中のトラブル関係や住民等からの苦情関連の予算措置がなされていない。予備費で対応するのは困難なことが多く、別途予算計上しておくのが望ましい。

3. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲について

環境社会配慮項目、環境社会影響の範囲、更に調査結果の評価やその記述の適切さに関して、以下のような課題が指摘された。

- 1) 温室効果ガス削減についてはモーダルシフトによるプラスの側面のみ考慮しており、輸送量全体の増加による影響をふまえていない。
- 2) 十分な根拠なく環境チェックリストで影響を「小」としている。
- 3) 環境チェックリストが事業の一部についてしか作られていない。
- 4) 地震や津波の影響や対策を考慮すべきである。
- 5) 自然環境への影響が8年前の既存調査報告書に基づいており、現地踏査・検証が十分とは言えない。
- 6) 自然災害を阻止する調査が記載されていない。
- 7) 社会環境と生態系に関しては、影響の可能性を推察するに留まっている。
- 8) 「非自発的住民移転」として「生計手段の喪失」が配慮対象から漏れていると考えられる。
- 9) 調査範囲が事業の中心となる空港に留まっており、周辺地域の環境保全等や空港へのアプローチについて言及がない。
- 10) JBIC 環境社会配慮ガイドラインのチェックリストの項目全てを取り上げる必要はないとしても当該事業に伴う影響の可能性の観点から「生態系及び生物相」や「労働環境」についても確認することが望ましい。
- 11) 当該石炭火力発電所事業が大気汚染によってこれまでに引き起こしてきた健康被害を鑑みると、累積的影響や地域全体への影響を含めるべきである。
- 12) バラスト水の排水による生態系の攪乱等、船舶起因の環境影響を検討する必要がある。
- 13) 環境社会配慮の必要性に触れているだけで、適切かどうかの確認は十分検討されているとは言えない。
- 14) 用地取得や住民移転に関しては予期せぬ権利者の出現や補償・移転手続きの遅延等の可能性も留意しておくことが望ましい。
- 15) 有名な川イルカに関する記述はあるが、自給用に捕獲している魚種（特に回遊魚）への影響が考慮されていない。
- 16) 途上国の農村部では多様な生計手段を持っているので、職業を調査する際に副業の実態を把握すべきである。
- 17) 当該国・地域で大きな問題として指摘されている 이슈が調査項目の洗い出しに含まれていない。
- 18) プロジェクト地周辺に住む人々への影響が含まれていない。

4. 他の選択肢との比較検討

他の選択肢との比較検討が不十分との指摘が少なからぬ事業に対してあった。重複するものもあるが、以下に指摘を列挙する。

- 1) 代替案分析における将来予測の根拠が不明である。

- 2) 候補サイトや工事工法による比較も行われることが望ましい。
- 3) 現地当局による計画を検討対象にしているだけなので、代替案との比較検討は実施したとは言えない。
- 4) 廃棄物施設の代替案が技術的組み合わせとの比較に終始しているのは課題である。
- 5) ルート選定に伴う自然保護区のロケーションや住民に関する現状データや情報があまり記述されていない。
- 6) 他の選択肢との比較に統一性がなく、比較軸が恣意的と考えられる。

5. ステークホルダーからの情報収集

本年度はステークホルダーからの情報収集や協議の実施について多くの委員から指摘が出されている。2013 年度中に実施されるジェットロ環境社会配慮ガイドラインの改定においては、ステークホルダーからの情報収集に関連して過去 3 年間諮問委員会が出された指摘を十分踏まえた抜本的な改善が必要である。具体的なコメントは以下の通りである。

- 1) ステークホルダーの意向はほとんど記載されず、周辺地域住民や少数民族の対応について提案がなされていない。
- 2) 立地が明確な場合でも、ステークホルダーへの聞き取りの範囲が狭過ぎ、ガイドラインに沿っているとは言えない案件がある。
- 3) F/S 終了段階での調査なのにステークホルダー協議がない。
- 4) ステークホルダーに関する記述がない。
- 5) 対象地域の先住民族の意向について聴取する提案をすべきである。
- 6) 事業と利害関係がある不特定多数の人たち（特に近隣住民）の意向に関して記載がない。
- 7) ステークホルダーを狭く解釈している。
- 8) ステークホルダー協議や住民からの意見聴取は実施されていない。ガイドラインチェック項目にあるように反対運動が起きる可能性もあるので住民との合意形成等を適切に進める必要がある。
- 9) 政府機関や企業等とは会談しているが、影響を受けるかもしれない漁民等ステークホルダーからの情報収集については記述がない。
- 10) 中央・地方の政府機関等とは協議している一方、たとえ住民への影響が少なくとも住民の意見は聞いた方がよい。
- 11) 政府機関等とはよく協議されているが、用地取得等を円滑にするためにも住民等に説明し了解を得ることが重要である。
- 12) 非自発的住民移転や周辺住民の生活への多大な影響の可能性があるにもかかわらず、ステークホルダーに係る具体的な記述がない。
- 13) プロジェクト実施を阻むリスクに「周辺住民を含む環境・社会対応」を挙げているにもかかわらず周辺住民からの情報収集や協議が行われていない。

6. その他

環境社会配慮と直接関わらない部分もあるが、事業実施に向けて極めて重要な指摘

であり、調査報告書をレビューした結果として、以下のような意見があったことを記しておく。

- 1) 財務・経済的実行可能性の検討の中で環境保護に必要な費用について記されていない。
- 2) 相手国実施機関の組織体制の内容が簡易すぎる。
- 3) 利用しているデータがやや古く判断が難しい。
- 4) プロジェクトファイナンスを期待するのであれば、財務・経済性分析において、収入面の考察が皆無なのは問題である。
- 5) 資金調達計画に関して、根拠のない融資条件の憶測や誤記等があり、検討は極めて不十分かつ不適切。
- 6) 現地政府がなすべき深刻な課題について、今後の取り組みに繋がるような説明が調査報告書に盛り込まれればなお良い。
- 7) 電力セクターの需給バランスの問題を指摘している一方で、需給の詳細な現状分析や深刻な電力不足の実態が記述されていない。
- 8) 報告書の記述に沿えば相当な電力料金の値上げを伴う事業であり、現地の社会情勢で実行可能かどうかの検証が必要である。

本年度の意見書で特徴的なことは、第一に案件形成調査事業においてジェットロ環境社会配慮ガイドラインが明示的には参照されていないことへの危惧が委員から示されたこと、第二にステークホルダーからの情報収集や住民との協議に関わる指摘が多かったことである。案件形成調査事業の契約形態が変更されたことに起因する部分があるとはいえ、いずれもジェットロ環境社会配慮ガイドラインの実効性を危うくしかねない課題である。したがって、ジェットロに対して、ここに挙げた意見を踏まえて調査項目・調査実施体制・報告書の内容等の確認において、環境社会配慮ガイドライン適用の一層の徹底を求めるとともに、併せて経済産業省及び案件を採択する委員会に伝え、案件形成調査の募集要項や案件採択、実際の調査に適切に反映されるよう働きかけることを望む。

また、すでにジェットロ環境社会配慮ガイドラインの改定作業が始まっており、本年度の意見書で指摘した課題は、過去の意見書と合わせて改定に反映されるべきである。現行のジェットロ環境社会配慮ガイドライン制定時にジェットロ側から示された「事業の初期段階での案件発掘」という案件形成調査事業の前提は、全ての事業に当てはまるわけではないことは明らかであり、特にステークホルダーからの情報収集や協議の点で、現行のガイドラインの規定や適用は十分とは言えない。

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定プロセスにおいては、こうした点を十分考慮し、より効果的で実効性のあるガイドラインとすることを求めるものである。

以 上

(参考)

2011 年度（平成 23 年度）案件形成調査事業一覧

円借款案件形成等調査

案 件 名
1. インド・ムンバイ地下鉄 3 号線建設計画調査
2. インドネシア・ジャワ島地域専門医療サービス整備調査
3. インドネシア・スンダ海峡大橋・地域開発計画調査
4. フィリピン・ダルトンパスバイパス道路事業調査
5. ベトナム・ニンビン～バイヴォット高速道路建設事業調査
6. ベトナム・船舶航行監視・安全管理能力強化網整備事業調査
7. マケドニア・ピトラ市環境改善事業計画調査
8. フィリピン・マニラに於けるデジタルインフラ整備事業調査
9. ベトナム・洋上大型国家石油備蓄（戦略的）設備整備事業調査

民活インフラ案件形成等調査

案 件 名
1. インド・バンガロール～チェンナイ高速道路建設事業調査
2. インドネシア・ジャカルタスカルノハッタ国際空港拡張事業調査
3. インドネシア・ジャカルタ次世代道路交通情報システム事業調査
4. インドネシア・ジャカルタ特別州廃棄物 BOT 事業実施可能性調査
5. インドネシア・東ジャワ州マラン市及び周辺地域での統合型廃棄物発電事業調査
6. タイ・マエモ石炭ガス化・電力事業調査
7. フィリピン・セブコンテナ新港及び既存港再開発事業調査
8. マレーシア・太陽光発電事業調査
9. 南アフリカ共和国・ヨハネスブルク～ダーバン間高速鉄道調査
10. インドネシア・電力輸出によるアセアン電力最適化事業調査
11. インドネシア・チカラン複合都市新交通システム導入計画調査
12. エルサルバドル・太陽熱・地熱熱水統合発電に係る案件形成調査
13. カンボジア・メコン川上流西岸地域農業・物流インフラ整備事業調査
14. モザンビーク・肥料生産事業調査

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン 新旧対照表（案）

改正（案）	現 行	改正の理由
<p>ジェットロ環境社会配慮ガイドライン</p> <p>平成 <u>25</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日</p> <p>独立行政法人日本貿易振興機構</p> <p>最新改正 平成 <u>25</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇</u> 日</p> <p>第 I 部 基本的事項</p> <p>1. 基本理念</p> <p>日本貿易振興機構（JETRO、以下「ジェットロ」）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく <u>2003 年に設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する機関である。</u></p> <p><u>ジェットロは、その前身である日本貿易振興会及びアジア経済研究所が設立されてから既に半世紀を経ている。この間先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化してきた。環境問題の分野では、先進諸国がその高度成長期に経験した産業・都市型の公害が、アジア等の多くの途上国で深刻化し、先進国と途上国双方にとっての共通課題になってきた。さらに、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題や、生態系破壊の問題等が顕著となり、持続可能な開発のための国際協力の重要性が普遍的に認識されている。</u></p> <p>こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となった。例えば、政府開発援助（ODA）に関</p>	<p>ジェットロ環境社会配慮ガイドライン</p> <p>平成 20 年 1 月 1 日</p> <p>独立行政法人日本貿易振興機構</p> <p>最新改正 平成 <u>22</u> 年 <u>10</u> 月 <u>14</u> 日</p> <p>第 I 部 基本的事項</p> <p>1. 基本理念</p> <p>日本貿易振興機構（JETRO、以下「ジェットロ」）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく <u>設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する機関である。</u></p> <p><u>ジェットロは、その前身である日本貿易振興会が設立されてから既に半世紀を経ようとしている。この間先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化してきた。1950 年代から 60 年代にかけて先進国の高度成長期に各国が経験した産業・都市型公害は、アジア NIES、ASEAN 諸国、中国、インド等、開発途上国に成長の波が押し寄せる中で、これら途上国でも深刻な問題となってきた。80 年代後半以降は、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題への対応も人類社会の大きな課題となっている。</u></p> <p>こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となっている。例えば政府開発援助</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、<u>多国間援助機関や主要な二国間援助機関は環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を行ってきた。最近では、環境面だけでなく、社会面への配慮が特に重視されるようになってきた。このような動きは、今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則として国際ルール化し、定着しつつある。</u></p> <p><u>また、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、OECDは多国籍企業ガイドライン、国連はグローバル・コンパクト、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章の改定等をそれぞれ行ってきた。企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)がISOに組み入れられることになり、企業による環境保護への積極的取り組みが多く分野で見られることになった。</u></p> <p><u>このような背景の中で、官民連携のもとに、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりに寄与することは、公的機関としてのジェトロの責務である。この責務を果たすため、ジェトロは、環境社会配慮の具体的内容と手続きを定めた「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」を含む「環境社会配慮の実施に関する規程」を制定し、2008年1月から施行している。</u></p> <p><u>ジェトロは、2011年4月から開始された第3期中期計画(2011年～2014年度)における「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」の中で「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記し、環境社会配慮の実施を確認している。</u></p>	<p>(ODA)に関しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、<u>多国間援助機関、主要な二国間援助機関が環境社会配慮ガイドラインの作成と運用を行っており、最近では環境面だけでなく社会面での配慮が重視されるようになってきている。このような動きは今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が制定されている。</u></p> <p><u>また、グローバル化が急速に進行する中で、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)が強く問われる時代となっている。OECDは多国籍企業ガイドライン、国連がグローバル・コンパクトを策定し、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章をCSRの観点から改定した。</u></p> <p><u>ジェトロは2007年4月より開始された第2期中期計画(2007年～2010年)の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で、時代の要請を受け「業務の実施にあたっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記している。</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p><u>本ガイドラインは、ガイドライン第Ⅰ部6.の「本ガイドライン施行後5年以内の包括的な検討を行って、必要に応じて改定を行う」との規定に基づき、2012年度～2013年度にかけて開催した諮問委員会及び同委員会ワーキンググループによる検討が行われ、外部からの意見聴取を経て、改定されたものである。</u></p> <p>2. 本ガイドラインの目的 このガイドラインは、<u>ジェットロがその事業を通じて、持続可能な社会づくりに貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。このため、本ガイドライン第Ⅰ部は総論、第Ⅱ部はジェットロの貿易・投資促進事業、第Ⅲ部は案件形成調査事業の環境社会配慮について、それぞれ取りまとめるものとする。</u></p> <p>3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲 <u>環境社会配慮の範囲(スコープ)には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)、並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族等の社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症が含まれる。また、このスコープには、放射性物質による環境社会影響を含むものとする。</u></p> <p>検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分</p>	<p><u>このような背景から、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて持続可能な社会づくりへ貢献をすることが、公的機関としてのジェットロの責務であるという基本理念をここに明確にする。そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実にするべく具体的な責務とその手続きを定めることが必要である。</u></p> <p>2. 本ガイドラインの目的 このガイドラインは、<u>ジェットロがその事業を通じ持続可能な社会づくりへ貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。そのため、ジェットロの貿易・投資促進事業については第Ⅱ部で、案件形成調査事業については第Ⅲ部で、それぞれ具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。</u></p> <p>3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲 <u>環境社会配慮の範囲(スコープ)としては、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全、及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症を含むものとする。</u></p> <p>検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p> <p>環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性を伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p> <p>4. 社会環境と人権への配慮</p> <p>環境社会配慮の実現にあたっては、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の状況による影響を受けることがある。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由等の基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。</p> <p>ジェトロは、事業の実施にあたり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、<u>女性、子ども、先住民族、障がい者、マイノリティ等の社会的に弱い立場にある者の人権</u>について特に配慮する。</p> <p>5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保</p> <p>ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。</p> <p>ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必</p>	<p>含むこと、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p> <p>環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p> <p>4. 社会環境と人権への配慮</p> <p>環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の<u>実情</u>に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。</p> <p>ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、<u>女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるもの</u>の人権について特に配慮する。</p> <p>5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保</p> <p>ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。</p> <p>ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業(貿易・投資促進事業及び案件形成調査事</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からの助言を求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。</p> <p>ジェットロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、<u>ファックス等の文書</u>で受け付ける。</p> <p>ジェットロは、受け付けた意見を各担当部及び総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からの助言を求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。</p> <p>6. ガイドラインの改定について 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行い、また必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>7. 用語の定義 (1)「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。</p> <p>(2)「貿易・投資促進事業」とは、1)<u>中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援として行う輸出促進、海外進出・在外日系企業支援、海外ビジネス情報提供、</u>2)対日投資促進、及び3)<u>アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等としての調査・研究、途上国のビジネス開発支援等や情報発信を含む事業をいう。なお、貿易・投資促進事業は、案件形成調査の委託事業を含むものとす</u></p>	<p>業)の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。</p> <p>ジェットロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、<u>ファックスなど文書</u>で受け付ける。</p> <p>ジェットロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。</p> <p>6. ガイドラインの改定について 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行って、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>7. 用語の定義 (1)「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。</p> <p>(2)「貿易・投資促進事業」とは、<u>ジェットロの基幹事業である、対日投資の促進、輸出促進や進出日系企業のビジネス環境改善等を通じた中小企業等の支援、開発途上国との貿易取引拡大、及びそれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報等の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談等、「案件形成調査」事業以外</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>る。</p> <p>(3)「案件形成調査」とは、一般的には次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトを発掘するために行う調査である。「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省等からの受託事業として行なう案件形成調査のことをいう。</p> <p>(4)「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう。</p> <p>(5)「ステークホルダー」とは、本ガイドラインにおいて、ジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェットロ案件形成調査においては、同調査及び次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)、及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう。</p> <p>(6)「スクリーニング」とは、ジェットロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインで</p>	<p>の事業のことをいう。</p> <p>(3)「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。具体的には、「円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査」、「石油資源開発等支援調査」の2事業で実施される案件形成調査を指す。</p> <p>(4)「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう¹。</p> <p>(5)「ステークホルダー」とは、広義にはジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう¹。</p> <p>(6)「スクリーニング」とは、ジェットロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインで</p>	

¹ 『国際協力用語集』東京：国際開発ジャーナル社、2004年、を参照した。

改正(案)	現行	改正の理由
<p>は、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類し、そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。</p> <p>(7)本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェットロ案件形成調査の次の段階で行う社会影響を含めた環境アセスメントのスコopingの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に実施されるため、事業実施調査時点において想定される幅広い環境影響評価項目の選定を行うことをいう。</p> <p>第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上</p> <p>今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆる「トリプルボトムライン」)を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任(CSR)が強く問われるという、時代の要請がある。</p> <p>公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェットロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うこと</p>	<p>ンでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。</p> <p>(7)本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェットロ案件形成調査の次の段階で行う環境アセスメントのスコopingの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要、と現時点で想定される調査項目を選定することをいう。</p> <p>第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上</p> <p>今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆるトリプルボトムライン)を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任(CSR)が強く問われるという、時代の要請がある²。</p> <p>公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェットロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うことで組織としての社会的価値を高めることに加えて、民</p>	

² 別紙1、「解説:企業の社会的責任(CSR)—背景と基本的考え方」を参照。

改正(案)	現行	改正の理由
<p>で組織としての社会的価値を高めることに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。</p> <p>(2)情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション 一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSR活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。</p> <p>2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮 ジェトロは、その貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、事業主体として、環境や社会に対し種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロは、このような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令（慣習法や慣習的権利を含む）や国際規範（各種の国際的な条約や協定等）、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例（グッドプラクティス）等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。</p> <p>具体的には別紙1のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進」、「我が国中小企業等の海外進出支援」、「対日投資の促進」、「開発途上国との貿易取引の拡大等」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。</p> <p>3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援</p>	<p>間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。</p> <p>(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション 一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSR活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。</p> <p>2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮 ジェトロはその貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、環境や社会に対し事業主体として種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロはこのような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令（慣習法や慣習的権利を含む）や国際規範（各種の国際的な協定や条約等）、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例（グッドプラクティス）等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。</p> <p>具体的には別表のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進（Outbound）」、「我が国中小企業等の海外進出支援（Outbound）」、「開発途上国との貿易取引の拡大等（Inbound）」、「対日投資の促進（Inbound）」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。</p> <p>3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>(1)環境社会配慮に関する情報の提供と助言</p> <p>ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(各種の国際的な条約や協定等)、そして各種の実践事例等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業のCSR活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関のCSR活動、環境社会配慮の支援にも努める。</p> <p>さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。</p> <p>(2)日本企業の海外展開支援事業等と環境社会配慮</p> <p>ジェトロは、中小企業を中心とする日本企業の海外展開を支援している。これには、輸出促進、海外進出・在外日系企業の支援等が含まれる。また、ジェトロはアジア等の経済連携の強化に向けての貢献として、調査・研究、途上国のビジネス開発支援、海外諸国への情報発信等を行っている(第三期中期計画)。これらの海外展開支援事業の実施において、ジェトロは、日本企業及び現地企業・政府にとって必要な環境社会配慮面の情報提供を一層強化する。</p> <p>(3)実践事例の普及・啓蒙</p> <p>CSR活動とは、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有す</p>	<p>(1)環境社会配慮に関する情報の提供と助言</p> <p>ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(各種の国際的な協定、条約等)、そして各種の実践事例³等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業のCSR活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関のCSR活動、環境社会配慮の支援にも努める。</p> <p>さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。</p> <p>(2)サプライチェーンへの配慮</p> <p>開発途上国の産業育成、特に貿易や投資を通じて地域の開発、成長を支援するというジェトロの事業では、現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大を図るため、現地の産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すれば良いかを指導するマーケティングの支援を実施している。このような事業においては、例えばその製品の原料や部材の調達段階で生じ得る環境社会上の問題とこれへの対処にも注意を向ける必要がある。また、近年多くの企業によって採用されるようになったサプライチェーン・マネジメントについては、現地調達先に関する適切な情報を提供することで、日系企業の環境社会配慮を支援する。</p> <p>(3)実践事例の普及・啓蒙</p> <p>CSR活動とは、具体的には別紙「解説：企業の社会的責任</p>	

³ 参考資料、「環境社会配慮・CSRに係る実践事例」を参照。

改正(案)	現行	改正の理由
<p>る製品・サービスの安全確保、<u>地球環境保全・廃棄物対策・生態系保全等</u>、<u>労働環境改善</u>、<u>社会的弱者への配慮</u>、<u>人材育成</u>、<u>人権尊重</u>、<u>腐敗防止</u>、<u>公正な競争</u>、<u>地域貢献</u>、さらに<u>メセナ活動</u>や<u>フィランソロフィー等</u>と多岐に及ぶものである。ジェットロは、その業務を通じ、企業が取り組み様々なCSR活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいく。</p> <p>(削除)</p>	<p>(CSR)―背景と基本的考え方」に示されているように、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、<u>地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全</u>を含めた<u>環境保護</u>、<u>労働環境改善</u>、<u>社会的弱者への配慮</u>、<u>人材育成</u>、<u>人権尊重</u>、<u>腐敗防止</u>、<u>公正な競争</u>、<u>地域貢献</u>、さらに<u>メセナ活動</u>や<u>フィランソロフィー等</u>、と多岐に及ぶものである。ジェットロはその業務を通じ、企業が取り組む様々なCSR活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいく。</p> <p>(別紙1)</p> <p>解説：企業の社会的責任(CSR)―背景と基本的考え方</p> <p>1. 企業がCSRを重視する背景</p> <p><u>企業の社会的責任(CSR)の重要性が強調される背景としては、次の諸点が指摘できる。まず、1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。そして、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広くCSR活動に注力し始めているのも、このような社会の流れの中、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインを総合的に捉え経営を行うことで、これを企業の社会的価値ひいては長期的競争力の向上に結び付けるという立場からの企業戦略である。一方、例えば欧州委員会およびEU加盟各国政府においては、財政上の制約もあり、域内あるいは国内の大企業に対し、法令遵守を超えた社会的貢献を求める動きが顕著になってきている。ジェットロが、自らの業務についてCSRの考え方も踏まえて環境社会配慮を行うのは、このような企業を取り巻く環境の変化に沿うためである。</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1)前提</p> <p>1) 第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託している案件形成調査(以下「ジェットロ調査」という)事業を対象とする(別紙2及び別紙3参照)。</p>	<p>2. CSRの基本的考え方</p> <p><u>経済産業省(2004年)によれば、一般にCSRの基本的考え方は、次の6点に整理できる。①CSRは消費者、従業員、投資家、地域住民など様々なステークホルダーとの交流の中で実現される。②CSRは企業外とのコミュニケーションに留まらず、企業内における組織体制の構築なども含まれる。③法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。CSRは、これに加え、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロフィー等、様々な活動に及ぶ。④CSRは国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によって多様である。したがって、我が国には我が国のステークホルダーが求めるCSRがあり、地域には地域のステークホルダーが求めるCSRがある。さらに海外にはその地域のステークホルダーが求めるCSRがある。⑤このように、CSRの内容、取り組みは広範囲に及び、事業に密接に関係することから、企業の自主的・戦略的取り組みが重要である。⑥CSRの信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。(経済産業省(2004年)「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会 中間報告書」)</u></p> <p>第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>(1)前提</p> <p>・ 第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託している「<u>地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)</u>」、「<u>石油資源開発等支援事業</u>」の案件形成調査(以下「ジェットロ調査」という)事業を対</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>2) <u>ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的ないしは補足的なものであり、その主な目的は、次の段階に進めるべきかを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。</u></p> <p>3) <u>ジェットロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。</u></p> <p>(2)基本方針 <u>ジェットロ調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構（JICA）/国際協力銀行（JBIC）等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。</u></p>	<p>象とする⁴。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ジェットロ調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的ないしは補足的なものであり、その主な目的は、次の段階に進めるべきかを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階に進む場合にはその段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。</u> ・ <u>ジェットロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。</u> <p>(2)基本方針 <u>ジェットロ調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構（JICA）/国際協力銀行（JBIC）等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等においてJICA/JBIC等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。</u></p>	

⁴ これら2事業の名称は平成20年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う。

改正(案)	現行	改正の理由
<p>1) 調査の実施手続き等について</p> <p>① スクリーニング 調査案件の対象事業を環境社会影響が<u>あり得る</u>と考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。</p> <p>② (追加)進捗状況の確認 <u>ジェットロは、調査案件の採択後、調査の質の向上を図るため、進捗状況の確認を行い、熟度の高さに応じた効果的な助言に努めるものとする。</u></p> <p>③ 情報公開 ジェットロは、調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。 ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。</p> <p>④ フォローアップ ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。</p> <p>2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲 ジェットロ調査は次の段階でフィージビリティ調査（計画段階の環境アセスメントを含む）等を想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第I部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響</p>	<p>1) 調査の実施手続き等について</p> <p>① スクリーニング 調査案件の対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。</p> <p>② 情報公開 ジェットロは、調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。 ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。</p> <p>③ フォローアップ ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。</p> <p>2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲 ジェットロ調査は次の段階でフィージビリティ調査（計画段階の環境アセスメントを含む）などを想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスコーピングの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第I部基本的事項の3.「環境社会配慮の項</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>の範囲」及び4. 「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。</p> <p>3) 調査における配慮事項</p> <p>① 他の選択肢との比較検討</p> <p>調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較を行う。比較検討にあたっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。</p> <p>② ステークホルダーからの情報収集等</p> <p>調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、<u>事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確</u>であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。</p> <p>(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務</p> <p>1) <u>ジェトロは、本ガイドラインを通じて、各調査に求められる環境社会配慮の内容を明らかにし、それを踏まえて調査案件採択のための審査の支援を行う。</u></p> <p>2) <u>ジェトロは、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求める。</u></p> <p>3) <u>ジェトロは、各調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で、必要に応じて適切に対応する。</u></p>	<p>目と環境社会影響の範囲」及び4. 「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。</p> <p>3) 調査における配慮事項</p> <p>① 他の選択肢との比較検討</p> <p>調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討にあたっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。</p> <p>② ステークホルダーからの情報収集等</p> <p>調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、<u>被影響地域が明確</u>であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。</p> <p>(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務</p> <p>・<u>ジェトロは、本ガイドラインを通じて各調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、環境社会配慮面についてはそれを踏まえて調査案件採択のための審査を行う。</u></p> <p>・<u>ジェトロは、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求める。</u></p> <p>・<u>ジェトロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切に対応をとる。</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>4) <u>ジェットロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェットロ調査事業に関して専門的な立場から助言を求める。</u></p> <p>5) (追加) <u>ジェットロは、その他必要に応じて、適宜、諮問委員会の助言を求めるものとする。</u></p> <p>2. 調査の手続き及び方法</p> <p>(1) <u>調査実施前の段階</u></p> <p>1) <u>調査の提案者は、「申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」の作成にあたり、本ガイドライン別紙2を参照する。</u></p> <p>2) <u>ジェットロは、所定のスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か判断する。必要に応じ、海外事務所から情報収集を行う。</u></p> <p>3) <u>担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による助言を受ける。</u></p> <p>4) <u>ジェットロは、採択案件の公表に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。</u></p> <p>5) <u>ジェットロは、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む調査の実施計画書に</u></p>	<p>・<u>ジェットロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェットロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める。</u></p> <p>2. 調査の手続き及び方法</p> <p>(1) <u>審査・採択段階</u></p> <p>・<u>調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施される場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェットロ担当部(以下「担当部」という)に提出する。「申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙2を参照。</u></p> <p>・<u>担当部は、提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所から情報収集を行う。</u></p> <p>・<u>担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による審査を受ける。</u></p> <p>・<u>(削除)ジェットロは、採択候補案件について、環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。</u></p> <p>・<u>ジェットロは、採択案件の公示に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。</u></p> <p>(削除) (2) <u>契約段階</u></p> <p>・<u>担当部は、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p><u>対する助言を行う。</u></p> <p>6) ジェトロは、<u>提出された実施計画書が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙3「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認する。</u></p> <p>7) 環境社会配慮審査役は、<u>担当部に対し、実施計画書が適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。</u></p> <p>(2) 調査の実施段階</p> <p>1) 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙3に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。</p> <p>2) <u>上記調査項目の洗い出しにあたっては、一般に公表されている「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」(JICA) 及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(JBIC) の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とする。</u></p> <p>3) <u>調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を行うものとする。</u></p> <p>4) (追加) 調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討</p>	<p><u>計画書の提出を求める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>案件の委託契約を締結する前に、担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙3「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認する。</u> ・<u>環境社会配慮審査役は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。</u> <p>(3) 調査実施段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙3に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。</u> ・<u>上記調査項目の洗い出しにあたっては、一般に公表されている JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とする。</u> ・<u>調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。</u> 	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>するために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。</p> <p>5) 調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。</p> <p>6) 調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。</p> <p>7) 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。</p> <p>8) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。</p> <p>(3) 調査報告書の精査段階</p> <p>1) 担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に適切な環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。</p>	<p>・調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。</p> <p>・(削除) 調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。</p> <p>・調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。</p> <p>・担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。</p> <p>・環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。</p> <p>(4) 調査報告書の精査段階</p> <p>・担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>2) 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。</p> <p>(4) 調査報告書の公開</p> <p>1) 和文・英文の報告書の公開は、<u>ジェットロビジネスライブラリーへの配架によって行うものとする。</u></p> <p>2) 原則として、同報告書の要約をジェットロホームページに掲載する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p>(追加) <u>貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等</u></p> <p style="text-align: center;">(別紙2)</p> <p>申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領</p> <p>調査の提案者は、<u>申請書(個別案件票)</u>の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。</p> <p>I. <u>新興国での新中間層獲得による日本再生事業(アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査)</u></p>	<p>・環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。</p> <p>(5) 調査報告書の公開</p> <p>・原則として、<u>和文・英文の報告書を国会図書館及びジェットロビジネスライブラリーに配架する。</u></p> <p>・原則として、同報告書の要約をジェットロホームページに掲載する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(別紙2)</p> <p>申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領</p> <p>調査の提案者は、<u>申請書の提出</u>にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。</p> <p>I. <u>地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>1. プロジェクト及び調査概要</p> <p>(1) プロジェクト提案に至る背景・問題 本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(2) 調査概要・調査項目 本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。</p> <p>(3) 既存調査の有無 本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。</p> <p>2. 環境社会に関する側面の検討</p> <p>(1) 環境社会影響の可能性 本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。</p> <p>(2) 環境改善効果 本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由</p>	<p>1. プロジェクト及び調査概要</p> <p>(1) プロジェクト提案に至る背景・問題 本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(2) 調査概要・調査項目 本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。</p> <p>(3) 既存調査の有無 本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。</p> <p>2. 環境社会に関する側面の検討</p> <p>(1) 環境社会影響の可能性 本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。</p> <p>(2) 環境改善効果 本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>等について記述すること（<u>企画競争募集要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照</u>）。</p> <p>II. エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（<u>円借款・民活インフラ案件形成等調査</u>）</p> <p>1. プロジェクト及び調査概要</p> <p>（1）プロジェクト提案に至る背景・問題</p> <p>本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲で記述すること。</p> <p>（2）調査概要・調査項目</p> <p>本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。</p> <p>（3）既存調査の有無</p> <p>本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。</p> <p>2. 環境社会に関する側面の検討</p> <p>（1）環境社会影響の可能性</p> <p>本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並び</p>	<p>理由等について記述すること（<u>公募提案要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照</u>）。</p> <p>II. 石油資源開発等支援事業</p> <p>1. 調査の概要</p> <p>本項目には、①調査の目的、②調査の内容（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）、③調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述すること。</p> <p>2. 事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項</p> <p>（1）環境社会影響の可能性</p> <p>本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリ</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>に「<u>チェックリスト一覧</u>」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。</p> <p>(2) 環境改善効果 本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること（<u>企画競争募集要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」</u>を参照）。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(別紙3)</p> <p>調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領</p> <p>調査の実施者は、調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。</p> <p><u>I. 新興国での新中間層獲得による日本再生事業(アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査)</u></p> <p>1. プロジェクトの背景・必要性等 本項目には、プロジェクトの<u>必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ</u></p>	<p><u>一ニングに必要な情報</u>」を参考にすること（それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可）。</p> <p>(2) 環境改善効果 本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合にはその内容・理由等について記述すること。</p> <p>3. <u>把握している関連調査結果</u> 本項目には、<u>当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること（財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等）。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(別紙3)</p> <p>調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領</p> <p>調査の実施者は、調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。</p> <p><u>I. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)</u></p> <p>1. プロジェクトの背景・必要性等 本項目には、プロジェクトの<u>必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を</u></p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>2. 環境社会的側面の検討</p> <p>(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果</p> <p>本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析（分析手法を明記）について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響</p> <p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p> <p>調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会</p>	<p>踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>2. 環境社会的側面の検討</p> <p>(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果</p> <p>本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析（分析手法を明記）について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響</p> <p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p> <p>調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体が</p>	

改正(案)	現 行	改正の理由
<p>状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。</p> <p>なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置</p> <p>本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。</p> <p>(4) プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄</p> <p>本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。</p>	<p>らの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。</p> <p>なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置</p> <p>本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。</p> <p>(4) プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄</p> <p>本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。</p>	
<p>II. エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）</p> <p>1. プロジェクトの背景・必要性等</p> <p>本項目には、プロジェクトの必要性・優位性が第三者に対して明らかな様に、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえ明確に示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効</p>	<p>II. 石油資源開発等支援事業</p> <p>1. 提案内容（マスタープランの場合は提案追加プロジェクト/プロジェクト概念設計の場合はプロジェクトの背景と必要性等）</p> <p>本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案し</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>2. 環境社会的側面の検討</p> <p>(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果</p> <p>本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響</p> <p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「スクリーニングフォーム」並びに「チェックリスト一覧」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p> <p>調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、事業予定地が明らかになっているあるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。</p> <p>なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロ</p>	<p>たプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>2. 環境社会的側面の検討</p> <p>(1) <u>国際協力機関のガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響</u></p> <p>本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。</p> <p>調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述すること。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。</p> <p>なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p>	

改正(案)	現行	改正の理由
<p>プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。</p> <p>(3) <u>相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置</u> 本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。<u>本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。</u></p> <p>(追加) (4) <u>プロジェクトの実現のために当該国（実施機関その他関連機関）が成すべき事柄</u> 本項目には、<u>本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(2) <u>相手国の環境社会配慮関連法規の概要</u> 本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。 また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA（環境アセスメント）等の内容についても記述すること。<u>本調査実施後にEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

〈貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等〉

我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	対日投資の促進	開発途上国との貿易取引の拡大等	想定されるリスク	国際条約や協定等	
○			○	①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、IFCパフォーマンス基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
○		○	②有害廃棄物の輸出入	バーゼル条約		
○		○	③製品使用後の有害廃棄物発生	IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令		
	○		○	④事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン
	○		○	⑤危険、有害物質の使用		
	○		○	⑥強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金等地元法律、国際基準によって認められた労働者の権利に対する侵害		多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO)
	○		○	⑦雇用における差別		
	○		○	⑧危険、非衛生的な職場での雇用		
	○		○	⑨事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の不実施		
	○		○	⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生		国連グローバルコンパクト
	○		○	⑪地域住民との自然資源利用の競合		
	○		○	⑫災害や事故、緊急時の対応の不徹底		
			○	⑬森林不法伐採、動植物の生育環境破壊、希少動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入		生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
	○			⑭汚職、腐敗、賄賂、不透明な金品の授受等	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約	
	○	○		⑮バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入	カルタヘナ議定書	
	○		○	⑯市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等	オーフス条約	

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン

2010年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

目次

第Ⅰ部 基本的事項	
1. 基本理念	1
2. 本ガイドラインの目的	1
3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲	2
4. 社会環境と人権への配慮	2
5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保	2
6. ガイドラインの改訂について	3
7. 用語の定義	3
第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮	
1. 基本的な考え方	5
2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮	5
3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援	6
貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例	7
別紙1 解説:企業の社会的責任(CSR)ー背景と基本的考え方	8
第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮	
1. 基本的な考え方	9
2. 調査の手続き及び方法	11
別紙2 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領	13
別紙3 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領	15

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン

第 I 部 基本的事項

1. 基本理念

日本貿易振興機構(JETRO、以下「ジェットロ」)は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する機関である。

ジェットロは、その前身である日本貿易振興会が設立されてから既に半世紀を経ようとしている。この間先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化してきた。1950年代から60年代にかけて先進国の高度成長期に各国が経験した産業・都市型公害は、アジア NIES、ASEAN 諸国、中国、インド等、開発途上国に成長の波が押し寄せる中で、これら途上国でも深刻な問題となってきた。80年代後半以降は、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球規模の環境問題への対応も人類社会の大きな課題となっている。

こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となっている。例えば政府開発援助(ODA)に関しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、多国間援助機関、主要な二国間援助機関が環境社会配慮ガイドラインの作成と運用を行っており、最近では環境面だけでなく社会面での配慮が重視されるようになってきている。このような動きは今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則が制定されている。

また、グローバル化が急速に進行する中で、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)が強く問われる時代となっている。OECDは多国籍企業ガイドライン、国連がグローバル・コンパクトを策定し、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章をCSRの観点から改定した。

ジェットロは2007年4月より開始された第2期中期計画(2007年～2010年)の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で、時代の要請を受け「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記している。

このような背景から、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて持続可能な社会づくりへ貢献をすることが、公的機関としてのジェットロの責務であるという基本理念をここに明確にする。そのためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実にするべく具体的な責務とその手続きを定めることが必要である。

2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、ジェットロがその事業を通じ持続可能な社会づくりへ貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。そのため、ジェットロの貿易・投資促進事業については第II部で、案件形成調査事業については第III部で、それぞれ具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の範囲(スコープ)としては、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全、及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含むものとする。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含むこと、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業(貿易・投資促進事業及び案件形成調査事業)の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

ジェットロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

6. ガイドラインの改定について

本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、5年以内に包括的な検討を行って、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

7. 用語の定義

- (1)「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。
- (2)「貿易・投資促進事業」とは、ジェットロの基幹事業である、対日投資の促進、輸出促進や進出日系企業のビジネス環境改善等を通じた中小企業等の支援、開発途上国との貿易取引拡大、及びそれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報等の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談等、「案件形成調査」事業以外の事業のことをいう。
- (3)「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省等からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)」、「石油資源開発等支援調査」の2事業で実施される案件形成調査を指す。
- (4)「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう¹。
- (5)「ステークホルダー」とは、広義にはジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定さ

¹ 『国際協力用語集』 東京：国際開発ジャーナル社、2004年、を参照した。

れる個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動している NGO を含む)のことをいう。

(6)「スクリーニング」とは、ジェトロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

(7)本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェトロ案件形成調査の次の段階で行う環境アセスメントのスコーピングの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要、と現時点で想定される調査項目を選定することをいう。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆるトリプルボトムライン)を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるといった見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任(CSR)が強く問われるという、時代の要請がある²。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うことで組織としての社会的価値を高めることに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらには CSR 活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。

(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業の CSR 活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

ジェトロはその貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、環境や社会に対し事業主体として種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロはこのような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令(慣習法や慣習的権利を含む)や国際規範(各種の国際的な協定や条約等)、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例(グッドプラクティス)等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。

具体的には別表のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進(Outbound)」、「我が国中小企業等の海外進出支援(Outbound)」、「開発途上国との貿易取引の拡大等(Inbound)」、「対日投資の促進(Inbound)」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。

² 別紙1、「解説：企業の社会的責任(CSR)―背景と基本的考え方」を参照。

3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

(1) 環境社会配慮に関する情報の提供と助言

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(各種の国際的な協定、条約等)、そして各種の実践事例³等に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業の CSR 活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関の CSR 活動、環境社会配慮の支援にも努める。

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

(2) サプライチェーンへの配慮

開発途上国の産業育成、特に貿易や投資を通じて地域の開発、成長を支援するというジェトロの事業では、現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大を図るため、現地の産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すれば良いかを指導するマーケティングの支援を実施している。このような事業においては、例えばその製品の原料や部材の調達段階で生じ得る環境社会上の問題とこれへの対処にも注意を向ける必要がある。また、近年多くの企業によって採用されるようになったサプライチェーン・マネジメントについては、現地調達先に関する適切な情報を提供することで、日系企業の環境社会配慮を支援する。

(3) 実践事例の普及・啓蒙

CSR 活動とは、具体的には別紙「解説：企業の社会的責任(CSR)—背景と基本的考え方」に示されているように、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソロフィー等、と多岐に及ぶものである。ジェトロはその業務を通じ、企業が取り組む様々な CSR 活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいく。

³ 参考資料、「環境社会配慮・CSRに係る実践事例」を参照。

＜貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例＞

Outbound		Inbound		想定されるリスク	国際的な条約、枠組み等		
我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	開発途上国との貿易取引の拡大等	対日投資の促進				
○		○		①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、IFCパフォーマンス基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則	
○		○		②有害廃棄物の輸出入		バーゼル条約	
○		○		③製品使用後の有害廃棄物発生		IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令	
	○	○		④事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	
	○	○		⑤危険・有害物質の使用			ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
	○	○		⑥強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金 など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行			多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO)
	○	○		⑦雇用における差別			
	○	○		⑧危険、非衛生的な職場での雇用			
	○	○		⑨事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施			
	○	○		⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生			国連グローバルコンパクト
	○	○		⑪地域住民との自然資源利用の競合			
	○	○		⑫災害や事故、緊急時の対応の不徹底			
		○		⑬森林不法伐採、動植物の生育環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入			生物多様性条約、ラムサール条約、ワシントン条約
	○			⑭汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など			国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約
	○		○	⑮バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論がある ような技術、製品の流入			カルタヘナ議定書
	○	○		⑯市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等			オーフス条約

解説:企業の社会的責任(CSR)—背景と基本的考え方

1. 企業が CSR を重視する背景

企業の社会的責任(CSR)の重要性が強調される背景としては、次の諸点が指摘できる。まず、1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。そして、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広く CSR 活動に注力し始めているのも、このような社会の流れの中、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインを総合的に捉え経営を行うことで、これを企業の社会的価値ひいては長期的競争力の向上に結び付けるという立場からの企業戦略である。一方、例えば欧州委員会および EU 加盟各国政府においては、財政上の制約もあり、域内あるいは国内の大企業に対し、法令遵守を超えた社会的貢献を求める動きが顕著になってきている。ジェトロが、自らの業務について CSR の考え方も踏まえて環境社会配慮を行うのは、このような企業を取り巻く環境の変化に沿うためである。

2. CSR の基本的考え方

経済産業省(2004年)によれば、一般に CSR の基本的考え方は、次の6点に整理できる。①CSR は消費者、従業員、投資家、地域住民など様々なステークホルダーとの交流の中で実現される。②CSR は企業外とのコミュニケーションに留まらず、企業内における組織体制の構築なども含まれる。③法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。CSR は、これに加え、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソフィー等、様々な活動に及ぶ。④CSR は国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によって多様である。したがって、我が国には我が国のステークホルダーが求める CSR があり、地域には地域のステークホルダーが求める CSR がある。さらに海外にはその地域のステークホルダーが求める CSR がある。⑤このように、CSR の内容、取り組みは広範囲に及び、事業に密接に関係することから、企業の自主的・戦略的取り組みが重要である。⑥CSR の信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。(経済産業省(2004年)「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会 中間報告書」)

第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 前提

- ・ 第Ⅲ部において示される環境社会配慮は、経済産業省等から受託している「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)」、「石油資源開発等支援事業」の案件形成調査(以下「ジェットロ調査」という)事業を対象とする⁴。
- ・ ジェットロ調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階に進めるべきかを評価する1つの材料を提供すると共に、次の段階に進む場合にはその段階で行われる調査において必要とされる環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- ・ ジェットロ調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施及びジェットロによるその確認を適切に確保することである。

(2) 基本方針

ジェットロ調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業案件の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、国際協力機構(JICA)/国際協力銀行(JBIC)等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェットロ調査は、相手国政府の正式な要請を前提とはせず、民間企業等から提案されたアイデアを活用し、将来の案件を発掘していくという制度であることから、その段階・枠組み・調査期間・予算規模・相手国関係機関の協力体制等において JICA/JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続き及び調査における配慮事項について基本方針を定めるものとする。

1) 調査の実施手続き等について

① スクリーニング

調査案件の対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類に分類し、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

② 情報公開

ジェットロは、調査案件の採択後、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件ごとに明示する。

⁴ これら2事業の名称は平成20年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う。

ジェットロは、調査の質の向上にもつながるよう、和文・英文の最終報告書とその要約を原則として公開する。

③ フォローアップ

ジェットロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。

2) 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

ジェットロ調査は次の段階でフィージビリティ調査(計画段階の環境アセスメントを含む)などを想定している。従って、ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境アセスメントのスコopingの準備として幅広い洗い出しを行う。その際の環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第 I 部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」及び4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

3) 調査における配慮事項

① 他の選択肢との比較検討

調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、事業の効果・影響、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

② ステークホルダーからの情報収集等

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。

(3) ジェットロが担う環境社会配慮上の責務

- ・ ジェットロは、本ガイドラインを通じて各調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、環境社会配慮面についてはそれを踏まえて調査案件採択のための審査を行う。
- ・ ジェットロは、本ガイドラインに従って、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求める。
- ・ ジェットロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとる。
- ・ ジェットロは、各案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェットロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める。

2. 調査の手続き及び方法

(1) 審査・採択段階

- ・ 調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施される場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェットロ担当部（以下「担当部」という）に提出する。「申請書（個別案件票）」における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙2を参照。
- ・ 担当部は、提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業（仮）」を参考とし、必要に応じ海外事務所から情報収集を行う。
- ・ 担当部は、上記検討結果を環境社会配慮審査役に提出し、同審査役による審査を受ける。
- ・ ジェットロは、採択候補案件について、環境社会配慮の専門家を含む外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ・ ジェットロは、採択案件の公示に際し、採択案件の概要、そのスクリーニング結果を案件毎に明示する。

(2) 契約段階

- ・ 担当部は、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ・ 案件の委託契約を締結する前に、担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙3「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 調査実施段階

- ・ 環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず①相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容の確認、②この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙3に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- ・ 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第 2 部 4.スクリーニングに必要な情報」を参考とする。
- ・ 調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。

- ・ 調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として行い、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努める。
- ・ 調査の実施者は、当該案件の必要性・優位性を検討するために、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- ・ 調査の実施者は、調査の文献及び基礎データについては、出典及び入手経路を記述する。
- ・ 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の精査段階

- ・ 担当部は、提出された報告書の精査段階において、本ガイドライン別紙3に基づき、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を与える。

(5) 調査報告書の公開

- ・ 原則として、和文・英文の報告書を国会図書館及びジェトロビジネスライブラリーに配架する。
- ・ 原則として、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

以 上

申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領

調査の提案者は、申請書の提出にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。なお、プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件の応募は受け付けないので、留意すること。

I. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)

1. プロジェクト及び調査概要

(1)プロジェクト提案に至る背景・問題

本項目には、プロジェクトの提案に至った背景、調査対象国が抱える問題等について、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討などを可能な範囲内で記述すること。

(2)調査概要・調査項目

本項目には、プロジェクトの実現のために必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述すること。

(3)既存調査の有無

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

2. 環境社会に関する側面の検討

(1)環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部 4.スクリーニングに必要な情報」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2)環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合には、その内容・理由等について記述すること(公募提案要領の別添5「環境改善効果に関する対象分野表」を参照)。

II. 石油資源開発等支援事業

1. 調査の概要

本項目には、①調査の目的、②調査の内容(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)、③調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述すること。

2. 事業展開に伴う環境社会影響に関する想定事項

(1) 環境社会影響の可能性

本項目には、プロジェクトの実施が環境社会影響を与える可能性の有無について記入すること。可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性のない場合は、プロジェクトの性格や実施内容に則した明確な理由を記述すること。環境社会影響については、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及び JBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考にすること(それぞれのガイドラインは、JICA/JBIC ホームページにて参照可)。

(2) 環境改善効果

本項目には、本プロジェクトを実施することにより環境改善効果が期待される場合にはその内容・理由等について記述すること。

3. 把握している関連調査結果

本項目には、当該プロジェクトに関する既存調査がある場合は、その内容について記述すること(財務・経済分析、環境社会配慮の項目、技術的実現可能性等)。

以上

調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領

調査の実施者は、調査報告書の作成にあたり環境社会配慮に係る項目については、下記のとおり記述すること。

I. 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)

1. プロジェクトの背景・必要性等

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

(1) プロジェクトの実施に伴う環境改善効果

本項目には、汚染物質や温室効果ガスの排出削減効果等の環境改善効果が認められる場合における定量的効果・影響の分析(分析手法を明記)について記述すること。なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(2) プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮の項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

(3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が

必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

- (4)プロジェクトの実現のために当該国(実施機関その他関連機関)が成すべき事柄
本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。

II. 石油資源開発等支援事業

1. 提案内容(マスタープランの場合は提案追加プロジェクト/プロジェクト概念設計の場合はプロジェクトの背景と必要性等)

本項目には、プロジェクトの必要性・優位性を検討するために、出来るだけ定量的なデータ分析等を踏まえその結果を示すこと。その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

2. 環境社会的側面の検討

- (1)国際協力機関のガイドラインを踏まえたプロジェクト実施に関する環境社会面への影響

本項目には、JICA「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別紙4スクリーニング様式」及びJBIC「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「第2部4.スクリーニングに必要な情報」を参考とし、本調査の次の段階で必要となる環境社会配慮項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を記述すること。

調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を原則として実施し、その結果について記述すること。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法等を含む協議の結果を記述すること。このために、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合はその結果を記述すること。

なお、その際、例えば、現状分析、将来予測、プロジェクトを実施した場合の効果・影響、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる他の選択肢との比較検討等を可能な範囲内で記述すること。

- (2)相手国の環境社会配慮関連法規の概要

本項目には、プロジェクトの実施の際に関係する環境社会配慮関連法規の概要とそれをクリアするために必要な措置について記述すること。

また、プロジェクトの実施に必要な相手国のEIA(環境アセスメント)等の内容についても記述すること。本調査実施後にEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。

以上